# 佐久市の景観計画

平成21年 12月

佐 久 市

# 目　次

## 第１編　佐久市の景観育成方針


第１章　背景と目的 …… 2
第２章　地域の景観特性 …… 4
　１　佐久市の概況 …… 4
　２　地域の景観特性 …… 11
　３　景観の構造 …… 20
第３章　基本目標 …… 21
　１　基本目標 …… 21
　２　役　割 …… 21
第４章　基本方針 …… 23
　１　景観育成の基本的な視点 …… 23
　２　景観類型ごとの基本的な方向 …… 24
　３　景観育成の基本的な方針 …… 25


## 第２編　佐久市景観計画


第１章　法定事項 …… 29
　１　景観計画の区域 …… 29
　２　良好な景観の育成に関する方針 …… 31
　３　景観育成のための行為の制限 …… 32
　４　景観重要建造物の指定の方針 …… 33
　５　景観重要樹木の指定の方針 …… 34
　６　屋外広告物の表示等の制限に関する事項 …… 34
第２章　その他の事項 …… 35
　１　自主的な景観の育成活動への支援 …… 35
　２　景観の育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する支援 …… 35
　３　情報開示の促進 …… 36
　４　知識の普及 …… 36
　５　専門家の活用と人材の育成 …… 36
　６　景観育成のための総合的な制度の運用 …… 37
（別表１）公共事業景観育成指針 …… 39
（別表２）景観育成基準 …… 46
参考資料 …… 69

# 第1編

# 佐久市の景観育成方針








# 第１章　背景と目的

## ■佐久市の美しく豊かな景観は、市民の誇りであり、貴重な資源です。

信州佐久は、雄大な浅間山・八ヶ岳連峰に囲まれ、豊かな森林、千曲川の清流をはじめ清冽な渓流・河川、それらに育まれた恵み豊かな田園を有する地域です。

このような環境を舞台に、四季折々に変化する自然景観、五郎兵衛新田などの広がりある田園景観、田園から山並みへの美しい眺望、旧中山道沿いの宿場のまち並みや市内各地に存在する神社・仏閣、龍岡城五稜郭などの歴史的景観など、多様な景観が展開します。

さらに、コスモス街道に代表される市民活動や、長野県景観形成住民協定締結地区における地域ルールに則した景観づくりなど、市民による良好な景観形成に向けた取り組みが市内各所で行われています。

このような美しい自然と、先人により育まれた歴史、文化、風土、そして各地域に脈々と伝わる伝統、市民活動が織りなす豊かな佐久市の景観は、そこに暮らす人々により受け継がれ、市民の大きな誇りであると同時に貴重な資源となっています。





## ■諸開発や都市化の進行等により、佐久市の景観が変化しつつあります。

佐久平駅周辺の諸開発や、宅地開発の進行等により、佐久市の田園景観が次第に変化しつつあります。また、幹線道路沿いの野立て広告物の乱立、周辺から突出する色彩の建築物の出現など、田園景観を阻害する要因も生じています。



## ■これまでの景観形成に関わる取り組みを踏まえ、新市として総合的に景観行政を展開するために、「佐久市景観計画」を策定しました。

旧佐久市は平成10年に「佐久市景観形成基本計画」を定め、景観形成の方向を示すと共に、「佐久市開発指導要綱」や佐久平駅周辺地区等に定めた地区計画により景観の誘導を行ってきました。また、屋外広告物に関しては、長野県屋外広告物条例によって規制が行われています。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、開発に伴い景観阻害要因が生じている状況です。平成17年4月1日に旧佐久市、旧臼田町、旧浅科村、旧望月町の合併により新市となり、あらためて総合的に景観行政に取り組むことが重要な課題となっています。

景観法は、わが国初の景観の保全及び育成に関する総合的な法律として平成１７年６月に施行されました。景観法は、地方自治体が「景観行政団体」となり、「良好な景観の形成に関する計画：景観計画」を策定することができることを定めており、法に裏付けられた良好な景観形成に関する規制・誘導の実現が可能となりました。

そこで、佐久市の美しく豊かな景観を保全、創出するため、景観行政団体として、地域の景観特性を踏まえた景観法に基づく景観計画（佐久市景観計画）を策定しました。








# 第２章　地域の景観特性

## 1　佐久市の概況

佐久市は、長野県の新拠点都市として東部に位置しており、市域面積は423.99km$^2$を有し、北に浅間山、南に八ヶ岳を望み、蓼科山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）などの山並みに囲まれた、県下有数の豊かな自然に恵まれた高原都市です。市の中央部を南北に千曲川が貫流し、雨川（あまかわ）・滑津川（なめづがわ）・湯川・片貝川・布施川・鹿曲川（かくまかわ）の各支流がそれに注ぎ肥沃な耕地を形成しています。

山と川から形成される美しい景観は、多様な動植物が織りなす豊かな自然環境を育み、高山から山麓の高原は景勝地も多く、休養地としても人気が高いなど豊かな四季の彩りを持っています。佐久を代表する風景のひとつである、山麓から河川にかけて広がりのある地域では米の生産が大規模に行われ、広大な穀倉地を形成しており、高原部においては、リンゴ・桃・プルーン等の果物、高原野菜など多くの田園景観が見られます。

また、上信越自動車道佐久インターチェンジの開設や、北陸新幹線佐久平駅の開業など高速交通網の整備により、首都圏との時間距離が大幅に短縮されました。さらに、静岡県、山梨県、長野県の３県を南北に結ぶ現在建設中の中部横断自動車道では、市内に４箇所のインターチェンジが設置され、人、モノ、情報の交流は加速度的に進むことが予想され、産業面のみならず生活文化面にまで及び、21 世紀の新時代の幕開けを迎えています。



## (1) 自然条件

### 地　形

佐久市は東に妙義荒船山地、南西に八ヶ岳火山地の山々に囲まれ、八重原（やえはら）・御牧ヶ原（みまきがはら）台地など、周辺の里山や高原地域に囲まれた盆地から成り立っています。

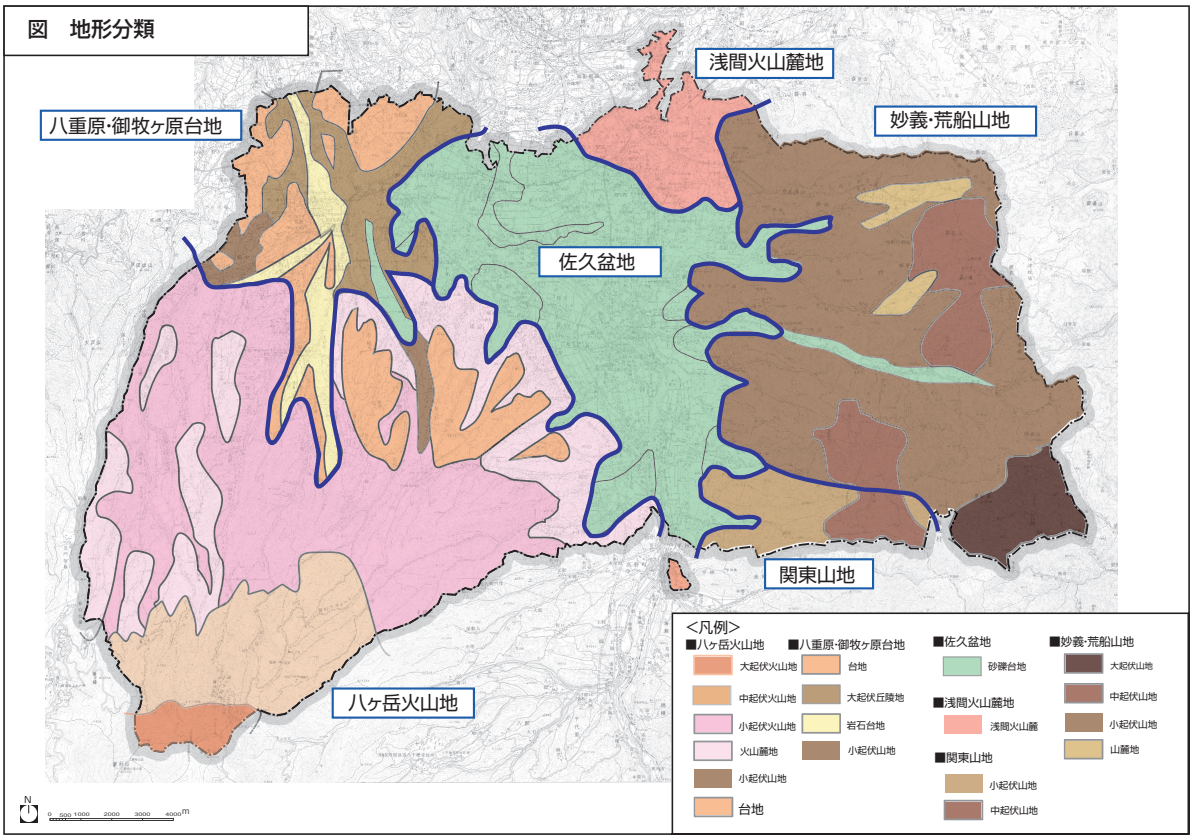



図 地形分類　資料：「都道府県土地分類基本調査」（国土交通省、1998）



市南西部の八ヶ岳山地



市中央部に広がる佐久盆地




# 地域の景観特性

## 水　系

日本一長河の千曲川は、その上流部が佐久市の中央を流れ、やがて信濃川として日本海にまで達しています。この千曲川には、雨川、滑津川、湯川、片貝川、布施川、鹿曲川の支流が注ぎ、これに沿って集落が形成されています。

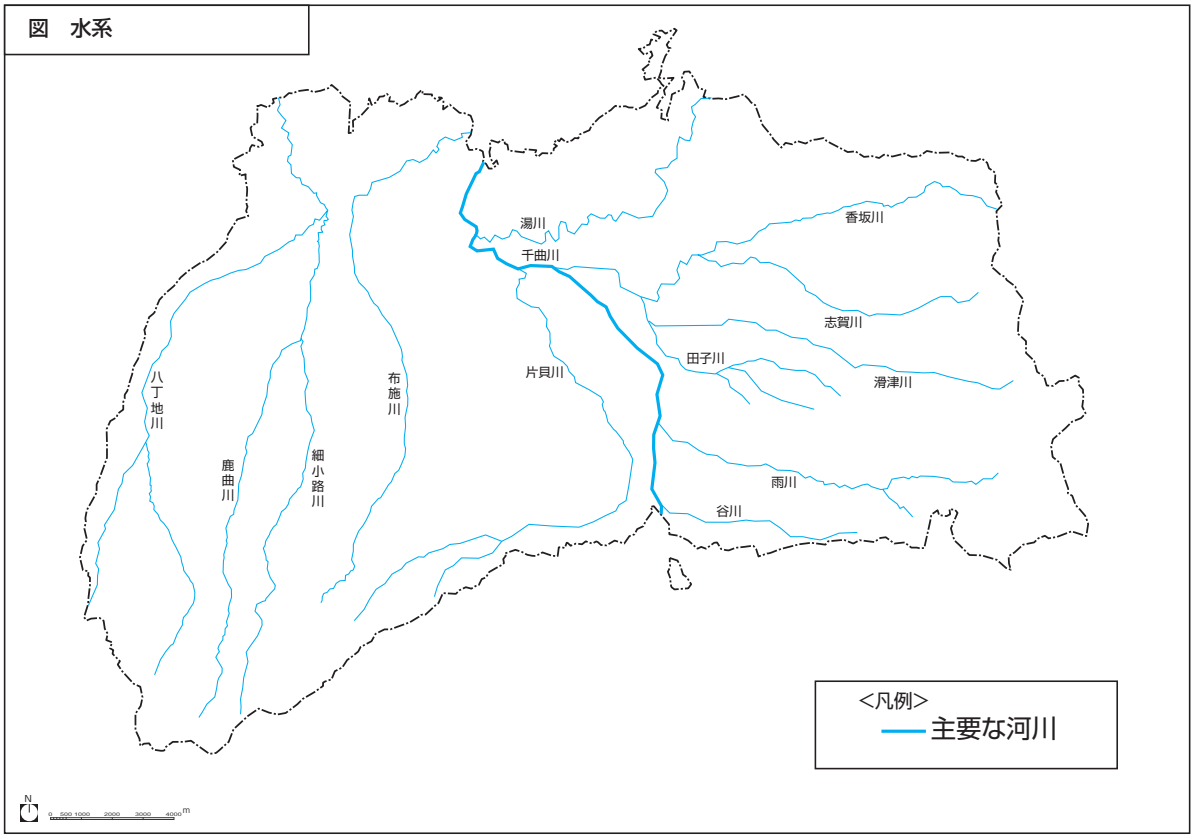



図 水系



佐久盆地の中心を流れる千曲川



鹿曲川の源流

## 植　生

周辺に展開する山地には、植林されたカラマツ林を中心に、赤松・杉・檜・ナラ・ブナ等の樹木やカタクリ・サクラソウ・ヤマユリ・イカリソウ等の希少植物も分布し、丘陵地では、リンゴ・桃・プルーン等の果樹園、高地の山麓部では高原野菜畑が広がるなど、自然と生活が調和した植生となっています。



山地部のカラマツ林



山麗部の高原野菜畑

## 気　象

内陸型気候に属し、周辺部を山に囲まれているため市内では高地と平地部で気温が分かれますが、ほぼ一定の気象であり年間降水量が少ない地域です。また、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域です。

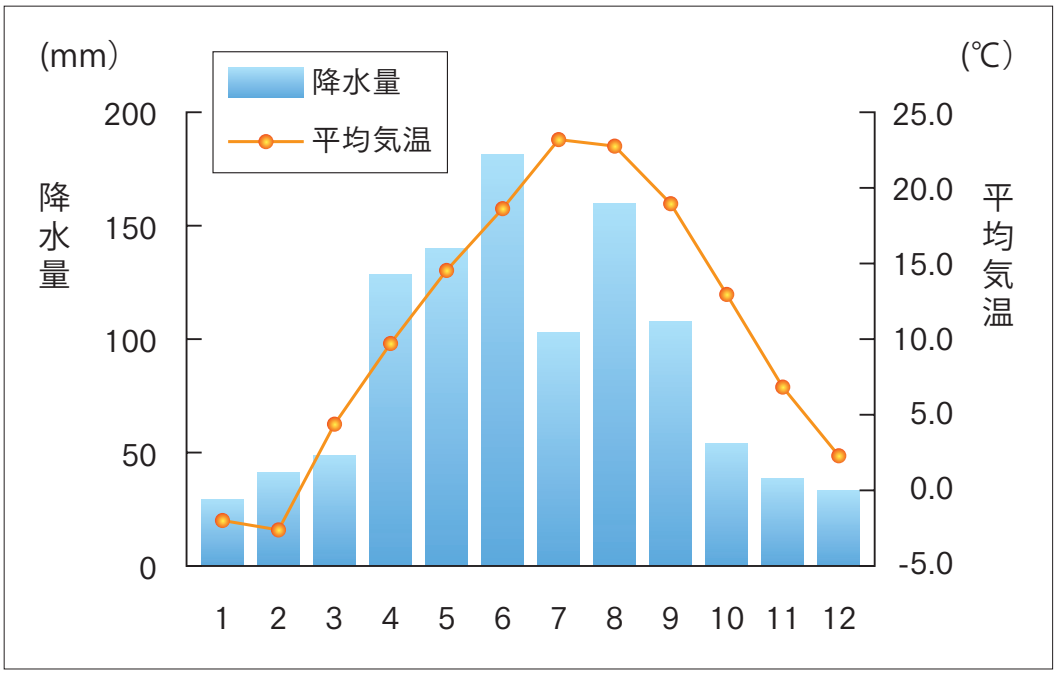



図 佐久市の降水量及び平均気温（平成20年度）資料：佐久市アメダスデータ




# 地域の景観特性

## 眺　望

佐久盆地は四方を山々に囲まれ、平地から見る山並みは、地域の景観の背景となり、佐久市を代表する景観となっています。特に浅間山系や八ヶ岳連峰の眺めは、古くから市民の心に刻まれた佐久の原風景です。





四季折々、様々な風景を織りなす浅間山、八ヶ岳連峰の眺望

## (2) 社会条件

## 人　口

平成17 年4 月1 日に合併した佐久市は、H17 国勢調査により100,457 人となり、浅間地区・中込地区・野沢地区に人口集中が見られます。近年の傾向は、佐久・浅科地域が増加していますが、臼田・望月地域は減少傾向にあります。

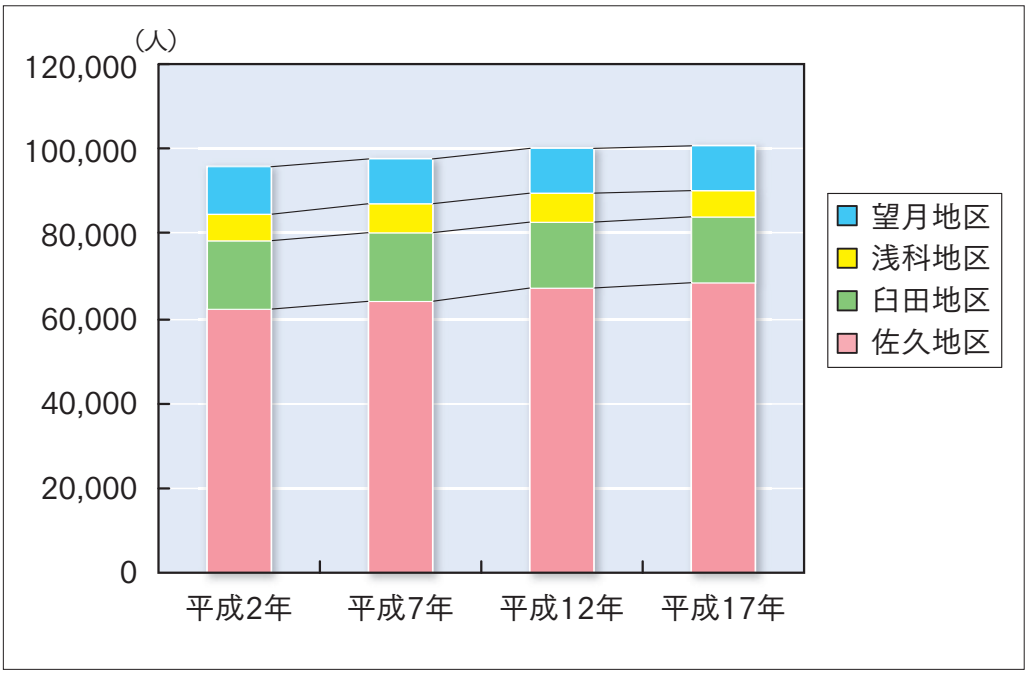



図 佐久市の人口の推移

## 交　通

本市からの主要な交通網は、群馬県から東京都へ向かうルート、長野市から新潟県へ向かうルート、諏訪地方・松本地方へ向かうルート、山梨県から静岡県へ向かうルートの４方向があります。

道路網は、上信越自動車道を中心に、関東方面・北陸方面へ通じています。現在建設中の中部横断自動車道が山梨県・静岡県方面へ通ずることになります。

鉄道網は、北陸新幹線が関東方面へ通じています。また、長野市以北の北陸方面へは、現在、整備が進んでいます。JR 小海線は、通勤・通学者の足となっていますが、夏季は、高原列車として人気があり山梨方面への旅行者に多く利用されています。

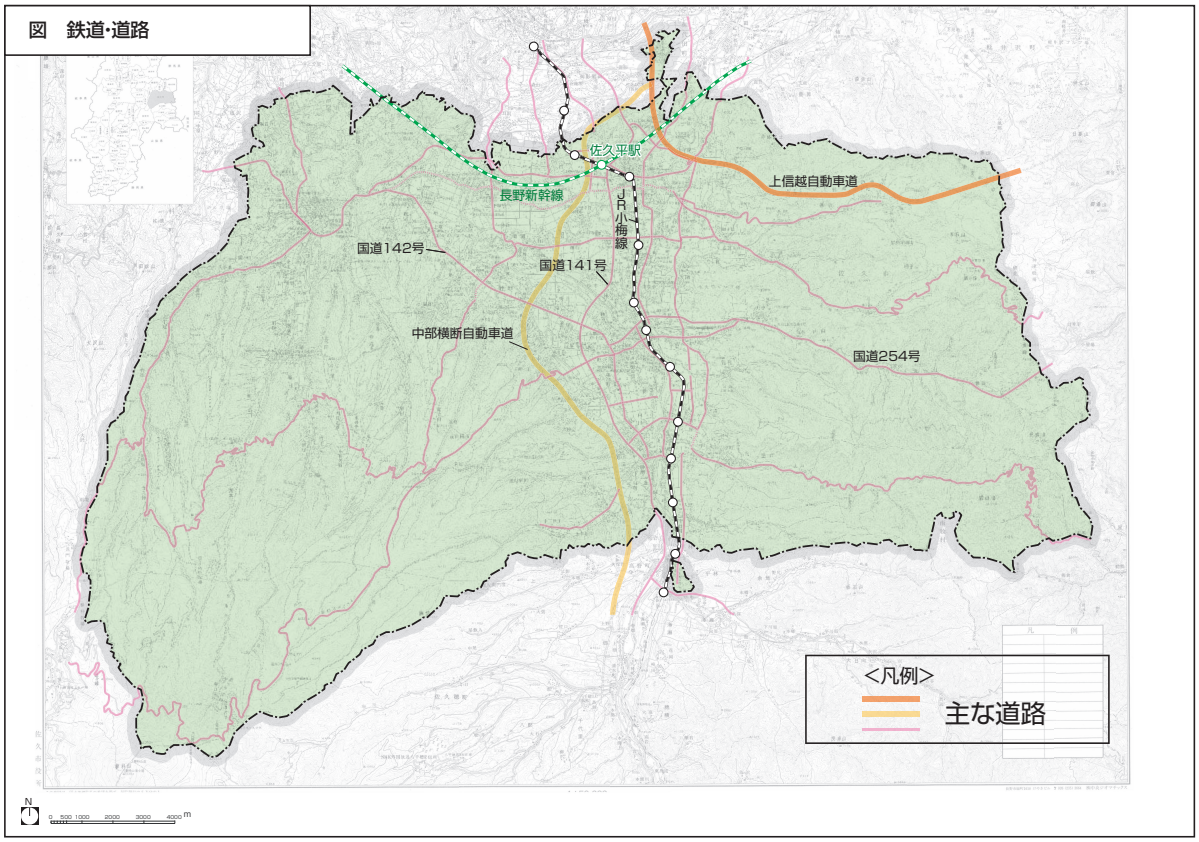



図 鉄道・道路



# 第2章 地域の景観特性

## 観　光

晴天の多い佐久地域は、四季を通じて、自然・歴史・文化に触れ、スポーツを楽しむことができます。都会に近いことから、県内外より年間170 万人の観光客が訪れ、四季折々の自然を楽しむことができます。




20 万人以上の観光客が訪れる、
佐久バルーンフェスティバル



毎年の初午や二年参りに大勢の参拝者で
賑わう鼻顔(はなづら)稲荷神社

## (3) 歴史・文化

本市は、盆地を中心に、南から北に貫流する千曲川とその支流に、多くの集落が形成され、地域文化の継承により豊かな地域性を有しています。

また、これらの地域性を象徴する多くの史跡や文化遺産を有し、文化の香りと歴史の重みを今に伝えるとともに、江戸時代を中心に整備された旧中山道が市内を北東から西に通過して各宿場のまち並み景観を残しています。この地域の祭りと伝統行事は、各地で四季折々に古い時代から現代に至るまで伝承されており、田舎と都会が微妙に重なりあう魅力的な生活文化を有しています。



新海三社神社三重塔（国重要文化財）



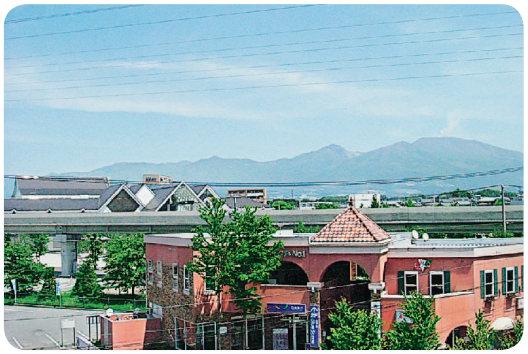
全国に現存する洋風学校建造物の中で最も
古い建物の一つ、旧中込学校（国重要文化財）

## 2　地域の景観特性

### (1) 佐久地区

国道141 号沿いに、市の中心市街地として人口集中地区が形成されています。中でも北陸新幹線佐久平駅周辺は、大型店舗等が建設され、近年は、集合住宅・ホテル等の建設が多く行われ都市的景観が見られます。

中心市街地を取り巻く地域には、佐久平を象徴する田園地帯が広がり、各集落に古い家並みが残されるとともに、地域を代表する神社・仏閣等が保存され、祭り等の文化が伝承されていますが、宅地開発等により田園景観に変化が生じ始めています。



佐久平駅周辺の景観



盆地周縁部に展開する旧来の集落の景観



地域を代表する歴史ある寺院



住宅地開発が進む田園の景観

### (2) 臼田地区

「星のまち」臼田地区は、千曲川が中央を貫流し地域が東西に分かれています。東側地域には歴史的建造物が数多く残っており、特に新海三社神社は室町時代の香りを残しています。また、龍岡城跡は星形の城郭を持つ国内で２か所に現存する五稜郭のひとつで、貴重な歴史遺産です。

西側の地域は、既成商店街と住宅地を中心に、それらを取り巻くように田園空間が形成されています。

# 地域の景観特性



星形城郭の龍岡城五稜郭



千曲川沿いに展開する住宅地の景観

## ⑶ 浅科地区

「浅科」の地名は、北に浅間山・南に蓼科山の両山を望めることから、浅間山の「浅」と蓼科山の「科」をとって名付けられたと言われています。江戸時代に新田開発のため用水路を整備した市川五郎兵衛（いちかわごろべえ）の偉業を伝える「五郎兵衛米」の穀倉地として、全国的に有名な田園地帯が広がり周辺の雄大な山並みが織りなす美しい自然と、旧中山道沿いに見られる歴史に恵まれた景観を有しています。



奥に浅間山を望む五郎兵衛新田の景観



盆地の周縁に展開する集落の景観

## ⑷ 望月地区

駒の里「望月」は、平安時代より馬を産する牧場として栄え、秋には草競馬大会が開かれています。この地区には、古くからの石仏が3 千体あまり残されている「石仏の里」でもあり、田んぼや畑・里山と溶け込み土地に根ざした古来よりの人々の暮らしがうかがえ、ほのぼのとした景観をつくっています。また、蓼科山麓には、春日・布施・望月温泉があり「風趣豊かな地に湧く温泉」として多くの人が訪れます。





長い歴史を物語る多数の石仏



山麓部に佇む温泉地の景観


高原の畑地景観

## ⑸ 佐久平駅周辺

JR 北陸新幹線・佐久平駅周辺は、平成９ 年10 月開業に合わせ、市の表玄関として近代建築物の乱立を防止するため、「緑豊かなゆとりあるまちづくり」を目指し、地区の皆さんと市で協力してつくる「まちづくりのルール（地区計画）」を定め、建築物の用途・形態について一般規制よりもさらにきめ細やかな景観づくりが進められています。


佐久市の玄関口である佐久平駅の景観


佐久平駅周辺の都市的景観

## ⑹ 旧中山道の宿場町

江戸日本橋から信濃・美濃を経て近江の草津で東海道に合流する「旧中山道」が市を東西に通過しています。69 宿の中で、市内には岩村田・塩名田・八幡・望月・茂田井間の宿の５ 宿があります。街道沿いからは、噴煙たなびく浅間山が見え、昔の旅人に安らぎを与える道標となっていました。

時代の流れの中、宿場毎の住環境が変化しつつあり、これら５宿の宿場景観を保全するため、景観育成住民協定の締結などが考えられます。

### 岩村田宿

大名領地であったことと、長野の善光寺への「善光寺道」、山梨県甲府への「佐久甲州街道」、群馬県への「下仁田道」の分去れとして交通の要衝であったことから、米穀の集積地として栄え、物資輸送上の大きな役割を果たした近隣最大の宿場でした。

江戸時代から常に発展の地であったため、当時の宿場の面影はありませんが、神社・仏閣・道標等に当時の繁栄が偲ばれます。

# 地域の景観特性



現在は商店街となっている旧岩村田宿の景観



旧岩村田宿周辺の歴史ある寺院

## 塩名田宿

千曲川と中山道が交わる唯一の宿渡し場として栄えました。塩名田旧道としてまち並みを保存しており、渡し場は船橋として繋(つな)いだ石や本陣が残され昔の風情を感じさせています。



旧塩名田宿の面影を伝える歴史的な町並みの景観



旧宿場町の賑わいを伝える千曲川の舟つなぎ石

## 八　幡　宿

瓜生峠(うりゅう)を超えて望月宿という地の利から大名が宿泊した場所です。宿場内の道路が最近まで幹線道路として使用されたことから、昔のまち並みが消えつつありますが、本陣や神社・仏閣が残され、特に八幡神社には国重要文化財の高良社(こうらしゃ)が保存されています。



旧八幡宿の面影を伝える歴史的な街並みの景観



八幡神社高良社（国重要文化財）

## 望　月　宿

岩村田宿に次ぐ宿場町で、本陣・脇本陣・問屋ほか29 軒が軒を並べ、多くの旅人で賑わった宿場でした。街道沿いには宿場の面影を残す家々が並び、近代化の中に溶け込みながら往時の繁栄ぶりを静かに伝えています。



歴史的資源を活用した歴史民俗資料館



旧望月宿の面影を伝える歴史的なまち並みの景観

## 茂田井間の宿

市内５宿の中で、最も往時の面影を残す宿場で、今も白壁の土蔵や出桁・格子の家並みが静かに佇んでいます。景観に対する住民意識も高く、街道沿いの修景保護に取り組む姿勢が現れています。





旧茂田井間の宿の面影を伝える歴史的なまち並みの景観





## (7) 国道254号から国道142号沿いの花街道

群馬県境から、奇岩怪石の続く渓谷を抜け田園が広がる国道254号の沿道は、沿線の人々が協働して花を植え郷土の景観に溶け込んだ美しい花街道をつくっています。

### コスモス街道と内山峡（うちやまきょう）

盆明けの8月下旬、群馬県境の内山牧場「コスモス園」にひと足早い開花が始まり秋の訪れを告げます。その開花を待って、9月上旬、国道254号の内山峡をバックにコスモス街道が現れます。このコスモスの育ての親は、地元内山地区の老人クラブを中心とした区民の皆さんによるものです。春に路肩の土おこしから、花が咲くまでの雑草退治や水やりなど愛情を込めて育てています。

コスモス広場の近くに「紫陽花寺（あじさい）」「萩寺」として知られる園城寺（えんじょう）があり、初秋に、萩の花が満開の寺から見下ろすコスモス街道は、素晴らしい景観を見せています。

内山峡は、奇岩怪石の続く渓谷で、新緑や紅葉時期が素晴らしく、夏至の頃屏風岩（びょうぶいわ）に沈む夕日は、信州サンセットポイント百選にも選ばれた特に有名な景勝地です。



鮮やかな色彩の続くコスモス街道



内山峡の奇岩怪石が織りなす自然景観（屏風岩）

### ねむの木とフラワーロード

街路樹として、ねむの木が植えられた国道142号では、7月にピンク色の花を咲かせます。この時期が終わると、お年寄りと子ども達のボランティアにより整備された花壇のマリーゴールドが国道を彩り、周辺の田園風景と花たちが織りなす心安らぐ空間をつくっています。



ねむの木が続く国道142号の道路景観

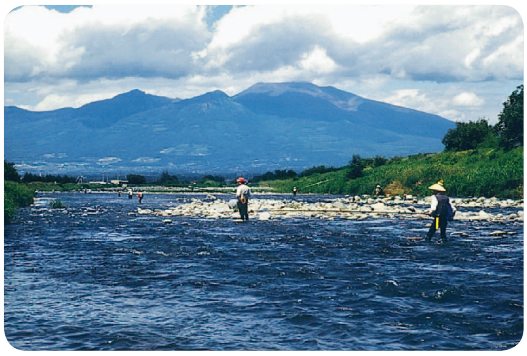


マリーゴールドが咲く国道142号の道路景観

### ⑻ 千曲川とその支流

佐久平の中央を貫流する千曲川は、周辺の山々がもたらす清流からなり、その流れにより造られた河岸段丘や扇状地は特徴的な景観を形成しており、県下でも有数な穀倉地帯をつくり出しています。また、「佐久鯉」等をはじめとする養魚業を育て、ハヤ・鮎・岩魚・山女（やまめ）等の清流釣りを楽しむことができます。これらの清流は、市民や釣り人の憩いの場として豊かな水辺空間を提供しています。

市では、豊かな水資源と清流を守るため「全戸水洗化」を推進し、中小河川・水路の水質改善を図るとともに、動植物に配慮した親水公園等の整備も進め、日常生活のなかで気軽に水とふれあうことができる水辺空間の創出に努めています。



佐久盆地を潤す千曲川の開放的な水辺の景観



歴史ある佐久鯉の養殖場を持つ民家




# 地域の景観特性



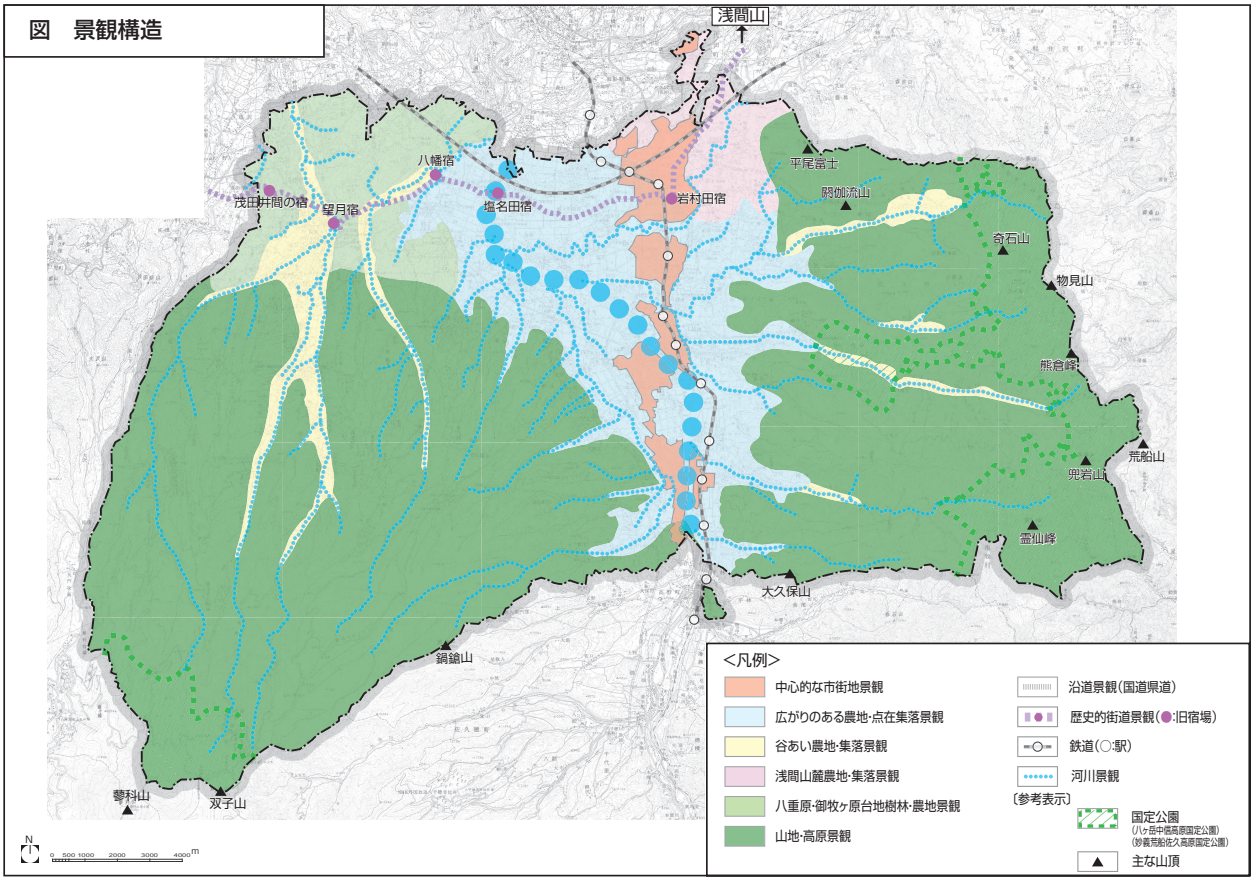
## 3 景観の構造

佐久市の地形は、千曲川とその支流の扇状地、平地、丘陵地及び里山より構成され、また、生活基盤の主領域として、都市（新風景）や田園（原風景）が景観の主軸となっています。また、これらを囲むように、地域景観の背景の主要要素である、浅間山系・八ヶ岳連峰の山並みがあり、二つの国定公園には、休養地や林産物の生産地でもある「山地・高原」の景観があります。

さらに、個々の生活領域を「道路」や「河川」が繋ぎ佐久市の景観の骨格を構成しています。



図　景観構造








# 第３章　基本目標

## 1　基本目標

私たち市民は、美しく豊かな佐久市の景観が社会的共通資本であることを深く認識し、積極的に景観育成に努め、自然と人との共生、並びに、現在及び将来のこの地に暮らす人々の心豊かな生活の実現に寄与します。

私たち市民は、景観を育成する取り組みにより、人と人とを結び付け、美しく心地良い環境を創出し、その環境を次の世代に引き継ぎます。

また、景観は地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの生活や経済活動等との適正な調和により育成されるものであり、土地の利用をはじめとする多くの事柄に関係する総合的なものであることを認識し、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な育成を図ります。

理念の実現に向けて景観育成の基本目標は次のとおりとします。

**生活に「原風景」と「新風景」が映える街**

広がりのある優れた田園風景や、周辺の山並みへの眺望、また、千曲川やこれに注ぐ支流の流れは、「佐久らしさ」を感じさせる風土性豊かな景観として、世代を超えて人々の共通の心の糧となるものです。このような「原風景」を保全しつつ、「新風景」として道路や市街地整備・景観育成基準を設けることで、「原風景」と調和した「新風景」を生み出し、住民の土地への愛着を醸成します。

## 2　役　割

現在及び将来の市民が、美しい景観に愛着と誇りを持てるように、市民、土地所有者、事業者、行政等が連携し、かつ、協働して先人たちが守り育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、美しく豊かな佐久市を次世代に引き継ぐために、市民、事業者、行政が一体となって、総合的かつ計画的に景観の育成に取り組みます。

### ⑴ 市民の役割

●自らが景観育成の主体であることを認識し積極的に取り組むこととします。

●市が実施する景観の育成に関する施策に協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に参加するよう努めることとします。

### ⑵土地所有者等の役割

●土地及び建築物等によって育成される景観が社会的共通資本であることを認識し、土地や建築物等の利用の際には良好な景観の育成に資するよう努めることとします。

●市が実施する景観の育成に関する施策に協力することとします。

### ⑶ 事業者の役割

●景観に影響を与える行為にあたっては、良好な景観の育成に資するよう努めることとします。
●景観に影響を与える行為にあたっては、地域住民その他の関係者に対し当該行為に係る工事等に関する説明その他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮することとします。
●市が実施する景観の育成に関する施策に協力することとします。

### ⑷ 設計者・施工業者等の役割

●自らの業務が地域の景観の育成に深い関わりを持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為に係る設計又は工事等を行うにあたっては良好な景観の育成に資するよう努めることとします。
●業務にあたっては、地域住民が行う景観の育成に関する活動を尊重することとします。
●市が実施する景観の育成に関する施策に協力することとします。

### ⑸ 行政の役割

●市は、景観の育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、地域の特色に応じたきめ細やかな取り組みに努めます。
●施策の策定及び実施にあたっては、市と県とが緊密な連携を図るとともに市民と協働するよう努めます。
●市は、市民及び土地所有者等の景観の育成への自主的な参加を促すため、市民意識の高揚を図り、情報の提供などに努めます。








# 第４章　基本方針

地域の人々が日常的に接する「住んでいる場所、働いている場所、通勤・通学に利用する道」等の景観や良好な眺望は、市民共通の財産であります。一人ひとりが快適に過ごすことができる良好な景観を育成することは、地域に対する愛着を醸成することにつながり、訪れる人にも感銘を与える景観が生まれます。

これら日常的に接する景観を快適なものとするためには、景観を阻害する要因の除去とともに洗練されたまち並みの形成、歩行者空間を重視した道路整備、潤いを生み出す親水空間の整備等、多面的な施策を展開し、一人ひとりが快適に過ごすことができる「原風景」と「新風景」を保全、育成します。

この基本方針は次のとおりとします。

## 1　景観育成の基本的な視点

### 広がりある田園空間を守る

佐久平の中央を貫流する千曲川や、これに注ぐ大小の支流からなる肥沃な田園地帯は、稲作と佐久鯉の生産地として古くから知られ佐久市の代表的な景観のひとつであり、市民の心に刻まれた原風景です。山間地の冷涼な気候を活かした高原野菜や、リンゴ・桃・プルーン等の果樹類の畑地も、地域性の感じられる景観を形成しています。

また、貯水機能をもった水田は、防災上も有効であり、田園地帯の広がりある優れた眺望の保全を図ります。

### 周辺山岳への眺望をいかす

佐久平の周囲にそびえる山並みは、市内のいたるところから眺めることができ、また、眺める位置や四季の変化により、さまざまな風景を楽しむことができるかけがえのない景観資産です。

この様な周辺山岳への優れた眺望を保全し、より良好な眺望が得られるビューポイントの保全を図ります。

### 歴史・文化を守り、育てる

佐久の風土の中で育まれて来た、古くから伝わる様々な祭りや伝統芸能、歴史的建造物は、人々の心にふるさとの思い出として刻まれています。優れた歴史、伝統、文化資源は、地域の独自性や価値観を高める重要な景観の礎です。

これらの資源を活用するとともに、周辺地域との一体性に配慮しながら保全・育成を図ります。

### 水辺空間をいかす

千曲川とこれに注ぐ大小の支流は、豊富な水を供給し人々に潤いを与えています。また、豊富な地下水と良質米を利用した造り酒屋が多くあり「清流の里」ならではの産業が栄えています。

また、河岸段丘の緑や、集落内の用水路・ため池・沼は、特徴的な水辺景観を形成しています。

これら市内に存在する豊富な水辺空間の豊かな自然を保全・維持しつつ、水に触れ遊ぶことのできる親水空間の創造を図ります。

### みんなが快適に暮らせる生活空間をつくる

価値観や生活様式が多様化する中で、ゆとりと豊かさを実感できる地域づくりが求められており、調和のとれたまち並みの形成、緑化、憩いの場所の創出、道路整備や歩行者空間の改善等を通じて良質な地域創りを推進し、快適な生活空間の創造を図ります。

また、快適な環境の創造が景観の質を高めることから、不法投棄の防止、環境美化の推進、休耕田や耕作放棄地の有効活用を図ります。

## 2　景観類型ごとの基本的な方向

土地利用の状況と自然条件により区分した、類型ごとの景観育成の基本的な方向は次のとおりとします。

### ⑴ 都　市

●地域としてのまとまりある空間の育成に努め、公園・広場の確保、緑化、照明などに配慮し潤いのある都市の景観を育成します。

●歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成します。

●建築物の形態、色彩などは、まち並みとしての調和に配慮します。

### ⑵ 沿　道

●道路の種類や機能に応じ安全の確保とともに、植樹等により快適でゆとりのある沿道の景観を育成します。

●沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し道路からの眺望を確保します。

### ⑶ 田　園

●四季折々の変化を見せる山並みや河川の眺望の確保を図ります。

●各集落内においては、集落形成の自然的・歴史的な造形を背景として、地域固有の景観がつくられてきました。このような集落ごとの景観の成り立ちを踏まえ、伝統的な民家等の形式、地域の固有の景観を構成している緑や水辺等を保全し、それらの形態や雰囲気を継承した田園景観を育成します。

●各集落の個性や多様性に配慮し、突出した印象を与えることなく周辺景観と調和し落ち着いた景観を育成します。

### ⑷ 山地・高原

●自然を活かし、周辺の自然と調和した景観を保全・維持・育成します。

●都市・田園・沿道・河川等からの眺望に配慮し、美しいスカイライン※を確保します。

※スカイライン：山や建物などの空を背景とした輪郭線






### ⑸ 河　川

●河川空間の良好な眺望を確保し、護岸や橋梁の整備については、形態、色彩などを周辺の景観と調和のとれたものとします。

●豊富な水辺の生態系を保全し、多種類の植物や昆虫・魚・鳥などが生息できる環境を育成します。

●河川や水路などの水と緑を活かした景観を育成し、水に触れ、遊び、眺める等の水を媒体にした空間を育成します。

## 3 景観育成の基本的な方針

### ⑴ 地域が主体となった景観の育成に関する事項

景観は人々の暮らしに密接に関係するものであることから、景観育成の主体は地域の人々であり、住民団体・事業者団体等が一体となって景観育成への取り組みを行うことが望まれます。このため、諸団体等の景観育成への取り組みが支障なく行われるよう努めます。

また、地域の住民による景観育成住民協定や環境美化活動は、自主的・自立的な景観育成への取り組みでありその支援及び推進に努めます。

### ⑵ 公共施設等の景観育成に関する事項

河岸段丘の緑、山岳の眺望、連坦したまち並み等の景観について、景観育成協議会などの活用により調和のとれた景観の育成を図ります。

公共の道路、橋、建築物等は、良好な景観育成の模範として先導的な役割を果たして行くことが必要であり、事業の実施にあたっては、「佐久市景観計画」の「別表１　公共事業景観育成指針」に沿って景観の育成を積極的に推進します。

### ⑶ 眺望保全に関する事項

佐久平を取り巻く雄大な山々への眺望は、千曲川を主流とする地域の河川とともに佐久市の景観の特徴となっています。このため、優れた眺望景観を阻害しないよう以下の配慮を徹底します。

#### 優れた視点場からの眺望の保全

景勝地等への眺望を阻害する工作物等の乱立を極力防ぐための規制を行うなど基調となる優良な景観に調和し、良好な景観の創造に資するよう配慮します。

#### 道路等からの眺望の保全

道路、鉄道、河川等からの眺望景観については、山並みや広がりのある農地への良好な眺望を阻害しないように、沿道、沿線の屋外広告物の高さ、表示面積、建築物等の配置、規模、形態、意匠、色彩等について規制を行います。

## ⑷ 景観資産に関する事項

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木のほか、周辺地域の情景を特徴づける地域の景観育成に資するものを次の方針により指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図ります。

### 景観資産の指定方針

- 地域の自然、歴史、文化、風土等を象徴する建造物、樹木、遺跡、名勝地、優れた風景、優れた風景を眺望できる地点等で地域の景観育成に資するものであること。
- 景観は、人々の日々の暮らしぶりが映し出されたものであることから、地域の生活に根ざした伝統行事の風景から日常の情景まで、その景観を構成する要素全体を一体として対象とすることができる。
- 歴史的な様式を継承した新しい景観の核となる物件や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域を象徴する物件についても積極的に対象とする。
- 指定にあたっては、指定しようとする物件の所有者の意見を聴くこと。
- 指定にあたっては、佐久市景観審議会及び建築等の専門家の意見を聴くこと。

## ⑸ 専門家の活用に関する事項

専門家の活用により的確な地域の景観特性の把握を行い、それらに応じた景観の育成を図ります。

地域における自立的な景観育成の　取り組みにおいても、地域特性に精通した専門家や景観に係る様々な分野における高度な知識と感性を有する専門家のもと、長期的な視点に立って個人から行政まで地域が一体となり、個性豊かな景観づくりを進めます。

## ⑹ 景観育成のための情報提供に関する事項

### 地域の方々が参加できる景観評価の仕組みづくり

地域の景観育成に特に支障があると認められる行為について、専門家や地域の方々の参加を得ながら、事前及び事後に評価を行う仕組みの整備に努めます。

景観評価にあたっては、地域特性についての深い知見が必要とされるため、自然、歴史、文化、風土等に精通した地域の方々等の参加を得るほか、高度な知見を有する専門家の活用に努めます。

### 景観の質を高める情報提供

地域の自然、歴史、文化等に根ざした優れた景観を育成するためには、建物等の高さなど、定量的な基準だけではなく、質を高めるための色彩等による規制など、定性的な面での判断をすることが必要とされています。

また、景観は、人々の日々の営みから形づくられるものであり、地域の生活に根ざした実践的で分かりやすい形態での情報提供に努めます。




# 基本方針

## 持続可能な景観育成の仕組みづくり

景観は、人を取り巻く総合的環境が、主として視覚による心象であり、目に見える物だけではなく環境や空間の良否、香や音など人に知覚されるあらゆる物が景観に影響を与えています。

また、地域に暮らす人々も景観を構成している要因の一部であることから、景観育成の結果として得られた良好な生活環境を持続するためには地域の自然環境への配慮も必要です。

そのため、人を取り巻く総合的環境としての快適性の向上とともに、良好な環境の確保に配慮し、持続可能な景観の育成に努めます。



# 第2編

# 佐久市景観計画








本計画では、景観法（平成16 年法律第110 号・以下「法」という。）第8 条第1 項の規定により、景観計画として定めるべき事項並びに、佐久市の地域特性に応じた景観施策の基本となる事項を定めます。

# 第１章　法定事項

## 1　景観計画の区域（法第８条第２項第１号関係）

佐久市の良好な景観の育成に関する計画（以下「法定景観計画」という。）の区域は、佐久市の全域とします。

このうち、特に重点的に景観の育成を図る区域を、景観育成重点地域として指定し、地域ごとに定める独自の基準により景観の育成を図ります。

### ⑴ 地域区分

地形・自然条件や土地利用等を踏まえ市内を５つの地域に区分し、それぞれの景観育成基準を定めます。（次頁の区域区分図を参照）

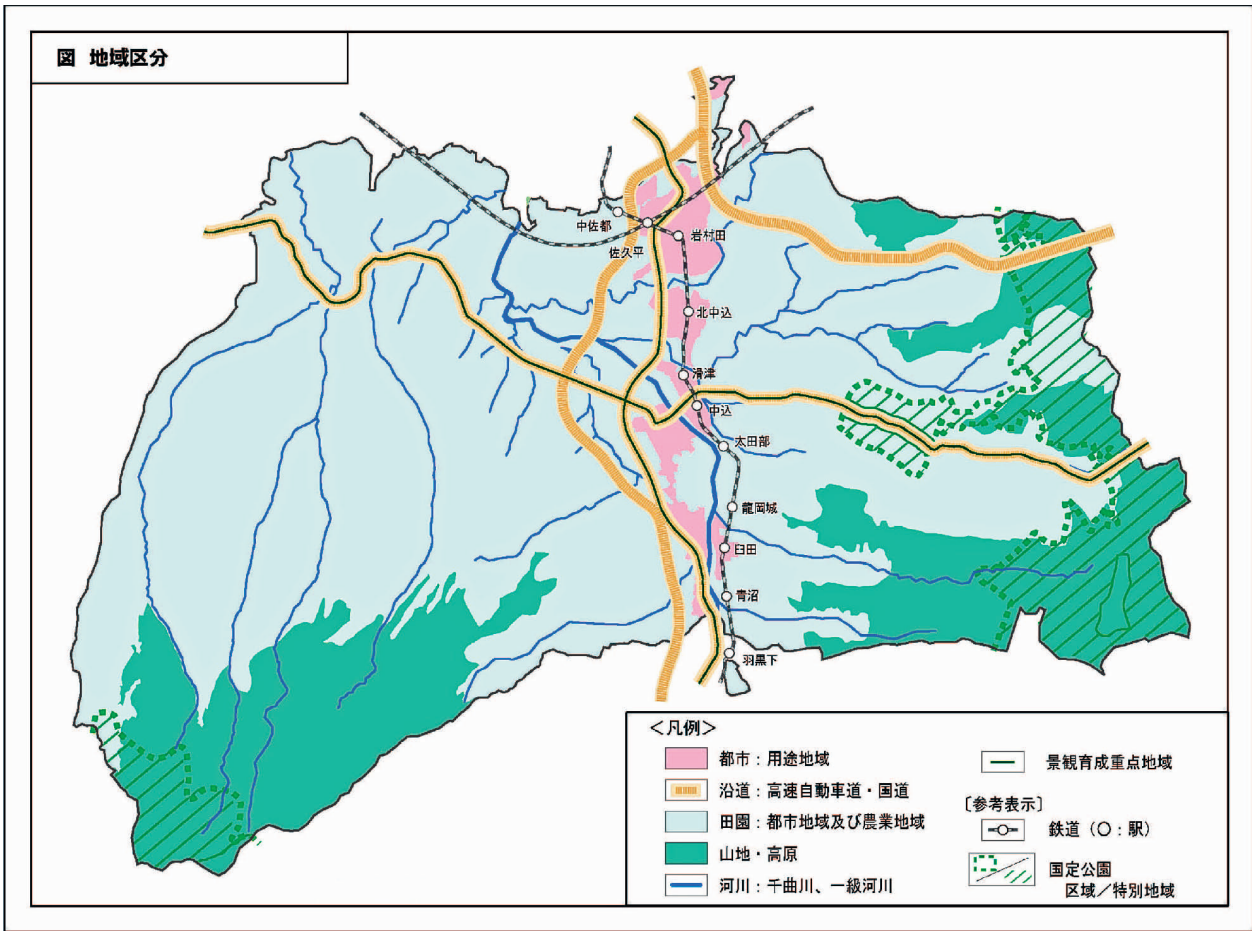
| 地　域　区　分 | |
|---|---|
| 都　　市 | 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 |
| 沿　　道 | 高速自動車国道、一般国道の道路両側30mの地域（都市を除く。） |
| 河　　川 | 千曲川とその支流の１級河川の両側18ｍの地域（都市・沿道を除く。） |
| 田　　園 | 国土利用計画に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域<br>（都市・沿道及び河川を除く。） |
| 山地・高原 | 都市・沿道・河川及び田園を除く地域 |

※景観育成重点地域及び地区計画区域等は除く。

### ⑵ 景観育成重点地域

景観育成重点地域として、以下の３地域を指定します。（次頁の区域区分図を参照）

| 名　称 | 区　域 | |
|---|---|---|
| 主要道路沿道区域<br>（地区計画区域等は除く。） | 国道141号沿道 | 国道141号沿道両側30mの区域 |
| | 国道142号沿道 | 国道142号沿道両側30mの区域 |
| | 国道254号沿道 | 国道254号沿道両側30mの区域 |


図　地域区分
中佐都
佐久平
岩村田
北中込
滑津
中込
太田部
龍岡城
臼田
青沼
羽黒下
＜凡例＞
都市：用途地域
沿道：高速自動車道・国道
田園：都市地域及び農業地域
山地・高原
河川：千曲川、一級河川
景観育成重点地域
〔参考表示〕
鉄道（○：駅）
国定公園
区域／特別地域






## 2 良好な景観の育成に関する方針（法第８条第２項第２号関係）

佐久市景観育成基本方針に基づくほか次のとおりとします。

### (1) 景観育成重点地域に関する基本的事項

佐久市の景観の骨格や顔となるような地区については、景観育成重点地域として指定し、地区の景観の特性や諸条件を踏まえてきめ細かくかつ総合的な景観の育成に配慮します。

景観育成重点地域においては、地域住民、事業者、市が相互の協力のもとに地域に即した景観の育成を図って行くことが必要であることから、地域ごとに次の事項を定めます。

#### 地域の景観特性に関する事項

- スカイラインを形成する山並み、主な眺望の方向及び視点、土地利用状況等、地域の景観の主な構成要素・構造
- 森林や河川・湖沼、歴史的建造物等、重要な自然的・歴史的景観資産の状況
- 人口、産業、交通、開発動向等、景観の育成に関する社会的条件
- 景観の育成上の問題点
- その他、地域の景観の特性を明らかにする上で必要な事項

#### 地域の景観育成の目標及び方策

重点地域における景観育成の目標及び方策は、地域の自然的・社会的特性を踏まえ具体的に定めます。

#### 重点地域の景観育成のための行為の制限

重点地域における景観育成のための行為の制限の基準は、地域の景観特性や景観育成の目標に応じたものとするほか、地域区分を行った場合には、区分された地域ごとの景観の特性に配慮します。

### (2) 景観育成に重要な建造物・樹木等の指定に関する基本的事項

優れた景観上の特徴を有し、佐久市の良好な景観の育成に重要な建造物や樹木であり、かつ、公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを、景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産として指定し、所有者の協力を得ながら維持、保全及び継承します。

## 3　景観育成のための行為の制限（法第８条第２項第３号関係）

### ⑴ 条例で定める届出対象行為

法第16条第１項第４号の規定により条例で定める行為は次のとおりとします。

●土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### ⑵ 規制又は措置の基準

景観計画区域内では、周辺の基調となる優れた景観との調和に配慮した形態意匠とし基準は次のとおりとします。

●法第16条第３項及び法第17条第１項の規定による制限の基準は、景観育成重点地域以外の地域にあっては、「佐久市景観計画・別表２」に準じるものとし、景観育成重点地域にあっては地域ごとに別に定めます。

●法第16条第６項又は佐久市景観条例第11条第１項後段の規定による制限の基準は、上記によるほか、「佐久市景観計画・別表1」に準じることとします。






# 法定事項

## 4 景観重要建造物の指定の方針（法第８条第２項第４号関係）

**「良好な景観の育成に関する方針」**に基づき、周辺地域の景観を特徴付ける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するものを次により指定します。

●建造物の外観が、自然、歴史、文化、生活等地域の景観上の特徴を有しているものであること。
●景観育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や、文化的価値を問うものではないこと。
●歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域を象徴する建造物等についても積極的に対象とすること。
●建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物等が当該建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含めた一体として対象とすること。
●指定にあたっては、所有者の同意を得ること。
●指定にあたっては、佐久市景観審議会の意見を聴くこと。



## 5　景観重要樹木の指定の方針（法第８条第２項第４号関係）

**「良好な景観の育成に関する方針」**に基づき、周辺地域の景観を特徴付ける樹木のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するものを次により指定します。

●当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
●景観の育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や、文化的価値を問うものではないこと。
●新たな都市景観を創造することが望まれる地域における、シンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
●指定にあたっては、所有者の同意を得ること。
●指定にあたっては、佐久市景観審議会の意見を聴くこと。

## 6　屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第８条第２項第５号関係）

屋外広告物は、景観の阻害要因と成りうるものであることから、その適切な規制誘導は、良好な景観の育成に極めて重要であるため、広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示等」という。）の制限は、良好な景観の育成に関する方針と調和が保たれたものとします。

山地高原のうち、佐久市自然環境保全条例の自然保全地区に定められている場合はその基準に従うこととします。








# 第２章　その他の事項

## 1　自主的な景観の育成活動への支援

良好な景観を育成するためには、市民や事業者の自発的な取り組みが重要であり、行政と民間が一体となって普及、啓発に努めることが必要です。

このため、景観育成の手法に関する研究を行い、学校教育、生涯学習の場における取り組みを進め各種の事業を積極的に推進します。

また、景観の育成が、住民の自主的な取り組みにより地域の特性を活かしたものとして促進されるようにするため、情報の提供、啓発、その他の必要な措置を講ずることとします。

景観整備機構の指定制度などの活用により、民間活力を活用した良好な景観の育成を図るとともに、地域の景観づくりについて、住民が自主的に取決めを行う景観育成のための住民協定の締結を積極的に推進します。

## 2　景観の育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する支援

●市は、景観計画に基づいて景観の育成に資する事業を行う個人又は団体に対し、その事業を支援することができることとします。

●市は、景観重要建造物等の所有者又は占有者に対し、景観重要建造物等に指定された物件の保全に対し支援することができることとします。



## 3　情報開示の促進

### ⑴ 届出の概要の公表

景観は住民の暮らしに密接に関係するものであり、住民自らが主体的に景観の育成に関わる事柄に参加する動きも広がっており、また、行政手続きの透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。

このため、地域の景観の育成上、景観に影響を及ぼすおそれのある届出対象行為について、当該行為に関する情報をその着手前に公表することにより、地域が主体的に行う景観育成の取り組みを支援します。なお、公表（縦覧）の期間は届出の日から行為が完了する日までとします。特に、地域毎に独自基準により積極的に景観の育成を進める景観育成重点地域にあっては、当該行為に関する情報の概要を記載した標識を、当該行為を行う土地に設置するなど、より積極的な情報提供に努めます。

### ⑵ 景観計画等に係る情報の開示

法に基づく各種規制誘導措置は、その内容について住民の理解が得られ、地域のルールとして受け入れられる必要があります。そのため、景観計画等法に基づく諸制度に係る情報開示を促進し住民がこれらの内容を常に確認、理解する機会の付与に努めます。

景観計画の図書として定められた計画図若しくは計画書、景観重要建造物若しくは景観重要樹木に関する管理協定若しくは台帳、準景観地区の指定、変更に係る公告事項又は景観協定について、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り常に住民が容易に閲覧できる状況にしておきます。

## 4　知識の普及

住民の主体的な参画による良好な景観の育成を進めるために、各種規制誘導措置等、景観育成に関する知識の普及、及び情報の提供に努めるとともに、景観の育成活動への支援、住民からの意見聴取、出前講座の開催など、きめ細かい作業を積み重ねて合意形成を図ります。

## 5　専門家の活用と人材の育成

景観行政を担うため、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図るとともに、専門家の活用に努め執行体制の充実を図ります。

また、景観行政は、美しさなど数値基準のみでは評価できない要素を含むものであることから各分野の専門家を活用する必要があります。このため、地域における景観の特性の把握が必要とされる景観計画の案・景観計画に基づく届出に係る行為に対する勧告や、変更命令の検討、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の検討、景観地区、準景観地区認定の手続きにあたり、専門家、学識経験者等からなる佐久市景観審議会等の専門的知見を踏まえつつ行います。






## 6 景観育成のための総合的な制度の運用

景観に関わる要素や対象は多種多様であることから、景観法に基づく各種の制度を総合的、一体的に活用するとともに、景観法に基づく手法と都市計画法に基づく規制、その他関係法令の規制誘導及び、景観の育成に資する自主的な取り組みとを一体的に検討し、良好な景観育成のための総合的な施策の推進を図ります。

景観の育成は、市街地、農山間地、自然公園区域等の広範な地域に及ぶものであることから、関係する行政部局や事業者団体等の連携により、円滑かつ一体的な効果の発現に努めます。

また、「重要文化的景観」は、景観計画区域又は景観地区が指定されている地域から、県又は市の申出に基づき文部科学大臣が選定することとされているものであり、教育委員会と連携を図りつつ、必要な規制誘導措置について積極的に検討します。

都市計画区域・用途地域内については、都市計画部門と密接に連携を図り景観育成のための総合的かつ一体的な制度の運用を図ります。この際、景観地区等の法に基づく措置と、開発指導要綱、地区計画等の良好な景観の育成に大きな効果を持つ都市計画手法について互いに補完若しくは役割分担し、又は相乗的な効果を発揮するように定めることにより、それぞれの制度の特徴を活かした適切な連携を図ります。








# 別表 1　公共事業景観育成指針

## 第 1　基本的事項

1. 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
2. まち並みや、自然環境との調和に配慮し地域の特性を活かすよう努める。
3. 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
4. 佐久市の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地区への導入部となる道路等からの見通しや、地区の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
   (1)良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努める。
   (2)ランドマーク※等への眺望を阻害することがないよう努める。
   ※ランドマーク：その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつ事物・景観
   (3)沿道からの眺望景観を保全するためスカイラインの保全や、周辺の基調となる優良な景観との調和に努める。
5. 地区の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努める。
6. 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周辺における事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。

## 第 2　共通指針

### 1. 法（のり）　面

安全上支障ない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。

### 2. 擁　壁

安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。

### 3. 附属物（標識、防護柵、照明施設等）

構造、意匠及び色彩について、地区の特性を踏まえたものとするなど安全上支障のない範囲で、できるだけ楽しさや快適さを与え周辺の施設と調和するよう努める。

なお、標識については「長野県公共案内標識整備指針」による。

### 4. 緑化・植栽

潤いのある良好な空間をつくるため積極的に推進し、既存の樹木を極力活かしながら、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や、地区の自然植生を考慮した樹種を選定するなど地区の特性を活かして、周辺の景観と調和するよう努める。

### ５．占用工作物（電柱・広告物等）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について周辺の景観と調和するよう努める。

## 第３　施設別指針

### １．道　路

道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、その沿道には、山並み、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がっている。

このため、その整備にあたっては、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地区においては、周辺の自然環境に与える影響に留意し、また、都市部においては沿道のまち並みや建築物等と調和するよう配慮する。

#### ⑴路線の選定

良好な景観を有している地区にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い周辺の景観と調和するよう配慮する。

#### ⑵トンネル及びシェッド

トンネル、ロックシェッド※及びスノーシェッド※の坑道は、周辺の景観との調和を図り抗門形状や壁面の処理に配慮する。

※ロックシェッド、スノーシェッド：道路や鉄道上に設置される、トンネル状防護施設のこと。覆い工、洞門工とも呼ばれる。落石対策のものをロックシェッド、雪崩対策のものをスノーシェッドという。

#### ⑶高架橋

橋脚、橋桁（はしげた）、防音壁等の意匠、色彩については周辺の景観と調和するよう配慮する。

#### ⑷交差点

信号機柱、標識、照明施設等については周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

#### ⑸歩道及び自転車道

①舗装は、必要に応じ地区の特性を活かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。

②植樹ますなどストリートファニチャー※等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し周辺景観と調和するよう配慮する。

※ストリートファニチャー：ベンチ、くず入れなど道路（主に歩道上）に設置される様々な装置。

#### ⑹横断歩道橋

意匠・色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は必要に応じ緑化するよう努める。

#### ⑺地下歩道

① 上屋の意匠・色彩は周辺の景観と調和するよう配慮する。

② 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮する。




⑻緑の保全と緑化

①都市計画区域内・用途地域内の道路は、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地区の道路にあっては地区の特性に応じた植樹帯を設ける。

②ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し憩いの空間を創出するよう配慮する。

③中央分離帯や交通島は交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。

⑼電線類の地中化

電線類は、地中化について検討し都市景観の向上に努める。

## 2. 橋　梁

橋梁は、人や車の通行だけでなく水辺の風景の要素としての役割も演じており、それ自体が優れた景観ともなり得るため景観の育成上重要な施設となっている。

このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する。

⑴橋梁本体

構造形式、素材、意匠及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を活かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

⑵高欄、照明施設等

①配置、意匠、色彩、素材等は、橋梁本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。

②必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合は、周辺の環境と調和するよう配慮する。

⑶橋詰広場

橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。

## 3. 公園・緑地

公園・緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに景観のアクセントとなっている。

このため、生活や地域コミュニティーの場として、自然や文化を活かした整備に配慮する。

⑴施　設

材料、意匠は、安全性、機能性に支障のない範囲で周辺景観と調和するよう配慮し必要に応じ自然素材の導入に努める。

⑵緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を活かした効果的な植栽や、既存緑地の利用を図り周辺の景観と調和した緑化に努める。

地区の自然、歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

## 4. 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地区住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから地域の景観を育成する上で重要な要因となっている。

このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど周辺の景観との調和に配慮する。

### ⑴施　設

意匠・色彩は、地区の特性を活かし周辺の景観と調和するよう配慮する。

### ⑵緑　化

施設配置を考慮し、植栽等を行い周辺の景観と調和するよう努める。

## 5. 河　川

河川、水路、湖沼等は古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、人々にやすらぎを与え人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、治水、利水機能に支障のない範囲で自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する。

### ⑴護　岸

構造等は周辺の景観と調和するよう配慮する。

### ⑵高水敷

地区の特性を活かした緑化等により周辺の景観と調和するよう配慮する。

### ⑶緑の保全と緑化

①堤防法面（のりめん）等は、護岸を設ける部分を除き緑化に努める。

②水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障がない範囲において保全するよう配慮し、また、親水環境整備を図るよう努める。

## 6. ダム・えん堤

ダム及びえん堤を設置する場合には、安全性等に支障がない範囲で自然景観との調和に配慮する。

### ⑴構造物

できる限り周辺の自然環境と調和するよう配慮する。

### ⑵緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。




## 7. 斜　面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、景観育成上からも重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮する。

⑴斜面の表面は、安定性等を考慮した上で、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。

⑵構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するよう配慮する。

⑶良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に活かすよう配慮する。

## 8. 公共建築物

集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、潤いのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす。

整備にあたっては、敷地内に限定せず広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

⑴建築物

①位置・配置

(ア)山際に設置する場合は、できる限り低い位置に設置し稜線を遮らないよう配慮する。

(イ)敷地の形状により、建築物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(ウ)道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと、潤いのある空間の創出に努める。

(エ)敷地内に良好な樹木がある場合は木立を活かした配置計画に努める。

②意　匠

(ア)周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を活かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。

(イ)屋根の形状は、背景となる山並み等周辺の景観と調和するよう努める。

(ウ)壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし表情が豊かな建築物となるよう努める。

(エ)建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し目隠し等の工夫に努める。

(オ)屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。

③色　彩

(ア)周辺景観との調和に配慮し地区の特徴を活かした色彩とする。

(イ)建築物の規模、形態等に留意し周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。

(ウ)建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。

④素材・材料

(ア)気候、風土など地区の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。

(イ)地元材の効果的な活用を図り、地区の特性を活かした景観の育成に努める。

⑵敷地境界施設（門、塀等）

①位置・配置

できる限り道路から後退しオープンスペースの確保に努める。

②意　匠

建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。

③色　彩

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観と調和するよう努める。

④素材・材料

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地元材の効果的な活用により周辺の景観と調和するよう努める。

⑶敷地内付属施設

①車庫、自転車置場等は建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。

②ごみ収集場、浄化槽等は配置の工夫や樹木での遮へい等により極力目立たないよう努める。

③駐車場等は、広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。

⑷敷地内の緑化

①植栽木の配置の工夫により四季をとおして潤いと、やすらぎのある環境を作り出すよう努める。

②植栽にあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や地区の自然植生を考慮した樹種選定に努める。

③敷地境界等は、生垣などを活用し周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

## 9. 農地・森林

農山間部は、自然の造形を背景として気候風土に適した形で農林業を営む中で、地区毎に個性ある美しい景観が生み出されてきたことから、農地は、農産物の供給地であるとともに田園景観、里地や高原の景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、市全体に占める面積の割合も大きく市の景観育成において果たす役割が大きい。

このような地区の景観を育成するためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

⑴農業基盤の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに潤いのある農業景観の育成に努める。

⑵森林の保育事業の実施にあたっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め四季を彩る森林景観の育成に努める。

⑶休耕田や耕作放棄地は、有効活用を図り周辺の良好な景観を阻害しないよう努める。



# 別表 2



# 別表２　景観育成基準

景観育成基準に掲げるもののうち、次に掲げるものは法第８条第３項第２号イに規定する制限であり、法第 17 条第１項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは法第８条第３項第２号ニに規定する制限である。

- 建築物の新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更。

## 1. 景観育成重点地域以外における景観育成基準

### (1)届出対象行為

届出を要する行為は次のとおりとする。

**表 届出対象行為**

| 行為の種別 | | 行為の規模 |
|---|---|---|
| 建築物　新築等 | | 高さ 10m 以上又は建築面積 1,000㎡を超えるもの |
| 建築物　外観変更 | | 変更面積 400㎡を超えるもの |
| 工作物新設、外観変更等 | 煙突<br>鉄柱、木柱類<br>高架水槽、物見塔類<br>遊戯施設 | 高さ 10 m以上のもの |
| | 装飾塔・記念塔類 | |
| | 擁壁、垣、柵、塀類等 | 高さ３mを超え、かつ、長さ 30 mを超えるもの |
| | プラント類、自動車車庫<br>飼料石油等貯蔵施設<br>ごみ処理場等処理施設 | 高さ 10 m以上又は築造面積 1,000㎡を超えるもの |
| | 電気供給施設 | 高さ 20m を超えるもの |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | 面積 1,500㎡以上（用途地域内）、面積 1,000㎡以上（用途地域外）<br>又は法面高 3m を超え、かつ、長さ 30m を超えるもの |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | 面積 3,000㎡を超えるもの、又は法面高 3m を超え、かつ、長さ 30m を超えるもの |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | | 高さ 3m を超えるもの、 又は集積等面積 1,000㎡を超え、かつ、集積又は貯蔵期間 30 日以上（農林業を営むための行為除く）のもの |
| 特定外観意匠（広告物の表示等） | | 表示面積 25㎡を超えるもの |

※電気供給施設は「電気供給又は電気通信の用途に供する施設」とし、電気事業法第２条第５号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第２条第１項に規定する「電気通信」のための施設をいう。




⑵景観育成基準

①各地域共通の基準

| 行為の種別・事項 | 景観育成基準 |
|---|---|
| 眺望の確保 | ●佐久の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地区への導入部となる幹線道路等からの見通しや地区の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。<br>○良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。<br>○ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。<br>○河川、沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。<br>●上記の優れた眺望景観が、中高層の建築物が周辺から突出することにより損なわれないよう、地域ごとに佐久市が定める建築物の高さに関する既往の制限、都市計画法に基づく都市計画区域（同法第５条）および用途地域（同法第８条）の指定状況を考慮し、建築物の高さの最高限度を定め眺望景観の保全に努めること。 |
| 緑　化 | ●うるおいのある良好な空間をつくるため、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用し、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど地区の特性を活かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。 |
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | ●建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うにあたっては景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう次のとおりとする。<br>○広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地区の景観の育成に寄与するよう配慮すること。<br>○威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。<br>○建築物が連坦する地区にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し一体性の確保に配慮すること。 |

※特定外観意匠については長野県屋外広告物条例に基づく禁止地域、許可地域は除く。

②都市地域の基準 ３－1

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配　置 | ㋐連続したまち並みをつくるため、周辺と壁面線や沿道緑化ラインを合わせつつ、極力道路から後退し連続した沿道の空間を構成するよう努めること。<br>㋑隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。<br>㋒敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㋓地区のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 |
| | 規　模 | ㋐周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。<br>㋑高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。 |
| | 形態、意匠 | ㋐周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㋑周辺の建築物等の形態との調和に努めること。<br>㋒建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成に努めること。<br>㋓周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は、取り入れた意匠とするように努めること。<br>㋔大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理に配慮すること。<br>㋕周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。<br>㋖河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。<br>㋗屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。<br>㋘非常階段、パイプ等付属設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し建築物等本体との調和を図ること。<br>㋙店舗等のシャッターは閉店時の景観に配慮しシースルー化等で遮へい感の緩和に努めること。<br>㋚高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材　料 | ㋐周辺景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㋑反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㋒地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |




②都市地域の基準 3－2

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の建築物等と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度 6 以下、黄（Y）及び赤（R）の色相においては彩度 4 以下、その他の色相においては彩度 3 以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。 |
| | 高　さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>• 第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域；20m 以下<br>• 近隣商業地域；32m 以下、商業地域；40m 以下<br>• 準工業地域；20m 以下、工業地域；32m 以下、工業専用地域；40m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。特に、「田園」地域との境界部にて「田園」地域での広がりのある農地景観に、現代的な建築物等人工物が過度に露出しないよう、その境界部に立地する場合は敷地境界部の緑化に努めること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には道路等から直接見えないよう周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。<br>㈤河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。<br>㈥土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |

②都市地域の基準 3－3

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㋐配置<br>• 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>• 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㋑規模、形態・意匠<br>• 基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>• 屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。<br>㋒材料<br>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㋓色彩等<br>• けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。<br>• 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。<br>• 営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。周辺の景観との調和に留意すること。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㋐切土・盛土<br>• 切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>• 盛土;高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合､高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㋑大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㋒擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。<br>㋓敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㋐周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㋑採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㋐物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㋑道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |




③沿道地域の基準 3－1

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配　置 | ㋐道路や隣接の敷地境界から後退幅を十分に取り、まち並みの連続性を維持するとともにゆとりのある空間を確保するよう努めること。<br>㋑敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㋒地区のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 |
| | 規　模 | ㋐周辺の基調となる景観から、著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。<br>㋑高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないよう努めること。 |
| | 形態、意匠 | ㋐周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㋑背景のスカイライン、及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。<br>㋒建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。<br>㋓周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。<br>㋔大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理に配慮すること。<br>㋕周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。<br>㋖河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。<br>㋗屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。<br>㋘非常階段、パイプ等付属設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し建築物等本体との調和を図ること。<br>㋙高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は、理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材　料 | ㋐周辺の景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㋑反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。<br>㋒地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |

③沿道地域の基準 ３－２

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度６以下、黄（Ｙ）及び赤（Ｒ）の色相においては彩度４以下、その他の色相においては彩度３以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡使用する色数を少なくするよう努めること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。 |
| | 高さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>・無指定地域；20m 以下<br>・都市計画区域外；20m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。特に、「田園」地域との境界部にて「田園」地域での広がりのある農地景観に、現代的な建築物等人工物が過度に露出しないよう、その境界部に立地する場合は敷地境界部の緑化に努めること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えないよう周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。<br>㈤河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。<br>㈥土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |




③沿道地域の基準 3－3

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㈠配置<br>• 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>• 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㈡規模、形態、意匠<br>• 基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>• 屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から、高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。また、佐久市自然環境保全条例の自然保全地区にあっては、同条例により定められたものとすること。<br>㈢材料<br>• 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>• 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㈣色彩等<br>• けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。<br>• 使用する色数を少なくするよう努めること。<br>• 営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で、年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。周辺の景観との調和に留意すること。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㈠切土・盛土<br>• 切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>• 盛土;高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合､高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㈡大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㈢擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。<br>㈣敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㈠周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㈡採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㈠物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㈡道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観に調和するよう努めること。 |

④河川地域の基準 ３－1

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配置 | ㋐特に支障のある場合を除いて５ｍ以上河川敷地から後退するよう努めること。<br>㋑隣接の敷地境界からできるだけ離しゆとりのある空間を確保すること。<br>㋒敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㋓地区のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 |
| | 規模 | ㋐周辺の基調となる景観から、著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。<br>㋑個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努め、高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないよう努めること。 |
| | 形態、意匠 | ㋐周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㋑背景のスカイライン、及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。<br>㋒都市・沿道地域にあっては、建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して、質の高いものとなるよう努めること。また、それ以外の地域にあっては、屋根は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。<br>㋓高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は、理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材料 | ㋐周辺景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㋑反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。<br>㋒地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |




④河川地域の基準 3－2

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度 6 以下、黄（Ｙ）及び赤（Ｒ）の色相においては彩度 4 以下、その他の色相においては彩度 3 以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡使用する色数を少なくするよう努めること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は、周辺の建築物等との調和に留意し、川面に照明が反射しないよう努めること。 |
| | 高さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>・無指定地域；20m 以下<br>・都市計画区域外；20m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えないよう周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。<br>㈤敷地内に水路等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。<br>㈥土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |

④河川地域の基準 ３－３

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㈠配置<br>・河川・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㈡規模、形態、意匠<br>・基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>・屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。また、佐久市自然環境保全条例の自然保全地区にあっては、同条例により定められたものとすること。<br>㈢材料<br>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㈣色彩等<br>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。<br>・使用する色数を少なくするよう努めること。<br>・営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で、年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。また、周辺の景観との調和に留意し、川面に反射しないよう努めること。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㈠切土・盛土<br>・切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>・盛土；高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㈡大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㈢擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。<br>㈣敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㈠周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㈡採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㈠物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㈡河川・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |




⑤田園地域の基準 3－1

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配　置 | ㋐道路からできるだけ後退し道路側に空地を確保するよう努めること。<br>㋑隣接の敷地境界からできるだけ離しゆとりのある空間を確保すること。<br>㋒敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㋓地区のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 |
| | 規　模 | ㋐周辺の基調となる景観から、著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。<br>㋑個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。 |
| | 形態、意匠 | ㋐周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㋑背景のスカイライン、及び田園の広がりに調和する形態とすること。<br>㋒屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。<br>㋓周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。<br>㋔大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理に配慮すること。<br>㋕周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。<br>㋖河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。<br>㋗屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。<br>㋘非常階段、パイプ等付属設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し建築物等本体との調和を図ること。<br>㋙高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は、理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材　料 | ㋐周辺景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㋑反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。<br>㋒地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |

⑤田園地域の基準 ３－２

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の田園や集落景観と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度６以下、黄（Ｙ）及び赤（Ｒ）の色相においては彩度４以下、その他の色相においては彩度３以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡使用する色数を少なくするよう努めること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。 |
| | 高さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>・無指定地域；20m 以下<br>・都市計画区域外；20m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。特に、地域での広がりのある農地景観に現代的な建築物等人工物が過度に露出しないよう、敷地境界部の緑化に努めること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には道路等から直接見えないように周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。<br>㈤河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。また、水路や湧水についても活用していくこと。<br>㈥屋敷林を保存・育成し地域の伝統的な景観に配慮すること。<br>㈦土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |




⑤田園地域の基準 3－3

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㈠配置<br>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㈡規模、形態、意匠<br>・基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>・屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。また佐久市自然環境保全条例の自然保全地区にあっては、同条例により定められたものとすること。<br>㈢材料<br>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㈣色彩等<br>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。<br>・使用する色数を少なくするよう努めること。<br>・営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で、年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。周辺の景観との調和に留意すること。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㈠切土・盛土<br>・切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>・盛土；高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㈡大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㈢擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺の景観との調和を図ること。<br>㈣敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㈠周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㈡採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㈠物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㈡道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |

⑥ 山地・高原地域の基準 ３−１

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配　置 | ㋐道路側に既存林を残せるよう 10 メートル以上後退するよう努めること。<br>㋑隣接の敷地境界からできるだけ離しゆとりのある空間を確保すること。<br>㋒敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㋓地形の高低差を活かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 |
| | 規　模 | ㋐周辺の基調となる景観から、著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとすること。<br>㋑高さは原則として、周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には、周辺の景観と調和するよう形態に特に配慮すること。 |
| | 形態、意匠 | ㋐周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㋑周辺の山並みと調和する形態とすること。<br>㋒屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。<br>㋓周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。<br>㋔大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理に配慮すること。<br>㋕周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。<br>㋖河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。<br>㋗屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。<br>㋘非常階段、パイプ等付属設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し建築物等本体との調和を図ること。<br>㋙高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は、理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材　料 | ㋐周辺景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㋑反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には着色等の工夫をすること。<br>㋒地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |




⑥山地・高原地域の基準 3－2

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度６以下、黄（Ｙ）及び赤（Ｒ）の色相においては彩度４以下、その他の色相においては彩度３以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡使用する色数を少なくするよう努めること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。 |
| | 高さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>・無指定地域；20m 以下<br>・都市計画区域外；20m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は周辺の景観と調和するよう配慮すること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えないよう周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。<br>㈤河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。<br>㈥土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |

⑥山地・高原地域の基準 ３－３

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㋐配置<br>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㋑規模、形態、意匠<br>・基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>・屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。また、佐久市自然環境保全条例の自然保全地区にあっては、同条例により定められたものとすること。<br>㋒材料<br>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。<br>㋓色彩等<br>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。<br>・使用する色数を少なくするよう努めること。<br>・営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で、年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㋐切土・盛土<br>・切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>・盛土;高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合､高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㋑大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㋒擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。<br>㋓敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㋐周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㋑採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㋐物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㋑道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |




## 2. 景観育成重点地域における景観育成基準

### (1)届出対象行為

届出を要する行為は次のとおりとする。

**表 届出対象行為**

| 行為の種別 | | 行為の規模 |
|---|---|---|
| 建築物　新築等 | | 高さ 10 m以上又は床面積 20㎡を超えるもの |
| 建築物　外観変更 | | 変更面積 25㎡を超えるもの |
| 工作物新設、外観変更等 | 煙突<br>鉄柱、木柱類<br>高架水槽、物見塔類<br>遊戯施設 | 高さ 10 m以上のもの |
| | 装飾塔、記念塔類 | 高さ 4 m又は表示面積 3㎡を超えるもの |
| | 擁壁、垣、柵、塀類等 | 高さ 1.5 mかつ長さ 10 mを超えるもの |
| | プラント類、自動車車庫<br>飼料石油等貯蔵施設<br>ごみ処理場等処理施設 | 高さ 10 m以上又は築造面積 20㎡を超えるもの |
| | 電気供給施設 | 高さ 20 mを超えるもの |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | 面積 300㎡又は法面高 1.5 mを超えるもの |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | | 高さ 3 m又は集積等面積 100㎡を超えるもの |
| 特定外観意匠（広告物の表示等） | | 表示面積 3㎡又は高さ 4 mを超えるもの |

※電気供給施設は「電気供給又は電気通信の用途に供する施設」とし、電気事業法第 2 条第 5 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第 2 条第 1 項に規定する「電気通信」のための施設をいう。

## 《主要道路沿道区域（国道 141 号、142 号、254 号沿道共通）》　３－１

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 配　置 | ㈠道路や隣接の敷地境界から後退幅を十分に取り、まち並みの連続性を維持するとともにゆとりのある空間を確保するよう努めること。<br>㈡敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを活かせる配置とすること。<br>㈢地区のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。<br>㈣浅間山系や八ヶ岳連峰などへの眺望やスカイラインを極力阻害しないような配置とすること。 |
| | 規　模 | ㈠浅間山系や八ヶ岳連峰などへの眺望やスカイラインを極力阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合いのとれた高さとすること。<br>㈡高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないよう努めること。 |
| | 形態、意匠 | ㈠背景となる浅間山系や八ヶ岳連峰の山並み、周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。<br>㈡背景のスカイライン、及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。<br>㈢建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。<br>㈣周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。<br>㈤大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理に配慮すること。<br>㈥周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。<br>㈦河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。<br>㈧屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。<br>㈨非常階段、パイプ等付属設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し建築物等本体との調和を図ること。<br>㈩高さが 30m 以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 |
| | 材　料 | ㈠周辺景観と調和し耐久性に優れた材料を用いること。<br>㈡反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。<br>㈢地区の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |




## 《主要道路沿道区域（国道 141 号、142 号、254 号沿道共通）》３－２

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 色彩等 | ㈠けばけばしい色彩となることを避け、周辺の建築物等と調和した色調とすること。日本工業規格の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（ＹＲ）の色相においては彩度６以下、黄（Ｙ）及び赤（Ｒ）の色相においては彩度４以下、その他の色相においては彩度３以下を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）、又は他法令等により義務である場合は適用しない。<br>㈡使用する色数を少なくするよう努めること。<br>㈢外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。<br>㈣屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。<br>㈤児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。<br>㈥照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。 |
| | 高　さ | 高さについては、次の基準に従うものとする。<br>• 第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域；20m 以下<br>• 近隣商業地域；32m 以下、商業地域；40m 以下<br>• 準工業地域；20m 以下、工業地域；32m 以下、工業専用地域；40m 以下<br>• 無指定地域；20m 以下<br>• 都市計画区域外；20m 以下<br>※電気供給又は電気通信のための施設、その他公益上支障が無いとして市長が認めたものは除く。 |
| | 敷地の緑化 | ㈠敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。特に、「田園」地域との境界部にて「田園」地域での広がりのある農地景観に、現代的な建築物等人工物が過度に露出しないよう、その境界部に立地する場合は敷地境界部の緑化に努めること。<br>㈡周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。<br>㈢駐車場、自転車置場等を設ける場合には道路等から直接見えないよう周囲の緑化に努めること。<br>㈣使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。<br>㈤河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。<br>㈥土地、樹木の所有者、管理者は道路及び隣地に枝が超えないよう、また交差点付近では交通の支障とならないよう適切に管理すること。 |

## 《主要道路沿道区域（国道 141 号、142 号、254 号沿道共通）》３－３

| 行為の種別・事項 | | 景観育成基準 |
|---|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 | 特定外観意匠 | ㋐配置<br>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。<br>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。<br>㋑規模、形態・意匠<br>・基調となる周辺の景観に調和する形態、意匠とし必要最小限の規模とすること。<br>・屋外に設置する広告塔に関しては、周辺眺望を保全する観点から高さ 10m 未満のものとし、表示面積は一面 25㎡未満、表示面積合計で 50㎡未満のものとすること。また、佐久市自然環境保全条例の自然保全地区にあっては同条例により定められたものとすること。<br>㋒材料<br>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくいものとすること。<br>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。<br>㋓色彩等<br>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。<br>・使用する色数を少なくするよう努めること。<br>・営業行為に付属するもので、サーチライト等を用いた照明を建物に当てる行為で年間を通して行う装置の設置及び光源で動きのあるものは使用しないこと。周辺の景観との調和に留意すること。 |
| 開発行為、土地の形質の変更 | | ㋐切土・盛土<br>・切土；勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>・盛土;高さ 15m 未満。高さが 5m を超える場合、高さ 5m 以内ごとに幅 1.5m 以上の小段を設置すること。<br>㋑大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし緑化に努めること。<br>㋒擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。<br>㋓敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努めること。 |
| 土石の採取及び鉱物の採掘 | | ㋐周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。<br>㋑採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | ㋐物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに整然と、かつ、威圧感のないよう積み上げること。<br>㋑道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |



# 参　考　資　料

# 参考資料

## 1.「図　景観資源分布状況」（P19）中の景観資源リスト

| 図面対象番号 | 名称 | | 備考 | | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 旧中込学校 | 旧中込学校舎 | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 中込 |
| | | 旧中込学校 | （国指定）史跡 | 史跡 | |
| 2 | 駒形神社本殿 | | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 塚原 |
| 3 | 岩村田ヒカリゴケ産地 | | （国指定）天然記念物 | 天然記念物 | 岩村田 |
| 4 | 新海三社神社 | 三重塔 | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 田口 |
| | | 東本社 | （国指定）重要文化財 | 建造物 | |
| | | 中本社・西本社 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | |
| 5 | 龍岡城跡 | | （国指定）史跡 | 史跡 | 田口 |
| 6 | 六地蔵幢（とう） | | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 入沢 |
| 7 | 八幡神社 | 高良社（こうらしゃ）（旧八幡社本殿） | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 蓬田 |
| | | 本殿・瑞垣門・随神門 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | |
| 8 | 真山家主屋・土蔵 | | （国指定）重要文化財 | 建造物 | 望月 |
| 9 | 武重本家酒造及び武重家住宅 | | 登録有形文化財 | 建造物 | 茂田井 |
| 10 | 貞祥寺の三重塔・惣門及び山門 | | 県宝 | 建造物 | 前山 |
| 11 | 三河田大塚古墳 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 三河田 |
| 12 | 伴野城跡 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 野沢 |
| 13 | 根井氏館跡 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 根々井 |
| | 正法寺多層塔 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | |
| 14 | 北高禅師墓碑 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 岩村田 |
| | 龍雲寺 | | | 建造物 | |
| 15 | 岩尾城跡 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 鳴瀬 |
| 16 | 平賀氏城跡 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 常和 |
| 17 | 大井城跡（王城・黒岩城） | | （県指定）史跡 | 史跡 | 岩村田 |
| | 王城のケヤキ | | （県指定）天然記念物 | 天然記念物 | |
| 18 | 広川原の洞穴群 | | （県指定）天然記念物 | 天然記念物 | 田口 |
| 19 | 五郎兵衛（ごろべえ）用水跡 | | （県指定）史跡 | 史跡 | 望月・浅科地区 |
| 20 | 平尾大社本殿 | | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 上平尾 |
| 21 | 旧大沢小学校 | | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 大沢 |

| 図面対象番号 | 名　　称 | 備　　考 | | 所　在　地 |
|---|---|---|---|---|
| 22 | 倉沢薬師堂 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 前山 |
| 23 | 大梅禅師墓碑 | （市指定）史跡 | 史跡 | 内山 |
| 24 | 鵜縄沢端一里塚東塚 | （市指定）史跡 | 史跡 | 岩村田 |
| 25 | 安原大塚古墳 | （市指定）史跡 | 史跡 | 安原 |
| 26 | 北西ノ久保の石造塔婆群 | （市指定）史跡 | 史跡 | 岩村田 |
| 27 | 正楽院の供養塔 | （市指定）史跡 | 史跡 | 平賀 |
| 28 | 前山城跡 | （市指定）史跡 | 史跡 | 前山 |
| 29 | 皎月原（こうげつはら） | （市指定）名勝 | 名勝 | 小田井 |
| 30 | 瀧の峰古墳群 | （市指定）史跡 | 史跡 | 根岸 |
| 31 | 後沢遺跡 | （市指定）史跡 | 史跡 | 小宮山 |
| 32 | 白山神社イチヰの古樹 | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 常和 |
| 33 | 野沢町の女男木 | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 野沢 |
| 34 | お神明（しめ）の三本松 | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 上小田切 |
| 35 | 蛇塚古墳 | （市指定）史跡 | 史跡 | 臼田 |
| 36 | 幸神（さいのかみ）古墳群 | （市指定）史跡 | 史跡 | 田口 |
| 37 | 西の窪 19 号古墳 | （市指定）史跡 | 史跡 | 入沢 |
| 38 | 滝秩父札所観音石仏 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 湯原 |
| 39 | 水落（みずおち）観音院石仏 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 田口 |
| 40 | 磨崖石仏群 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 三分 |
| 41 | 嫗（うば）の石仏 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 下小田切 |
| 42 | 大日宝塔 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 三分 |
| 43 | キレハエビラシダ | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 上小田切 |
| 44 | 龍岡藩高札場 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 田口 |
| 45 | 吉祥寺山門 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 入沢 |
| 46 | 大宮諏訪神社本殿 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 入沢 |
| 47 | 三条神社本殿 | （市指定）有形文化財 | 建造物 | 入沢 |
| 48 | 黒沢家　コナラ | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 湯原 |
| 49 | 児落場峠天然カラマツ | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 入沢 |
| 50 | 五輪塔群 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 塩名田 |
| 51 | 塩名田本陣跡 | （市指定）史跡 | 建造物 | 塩名田 |
| 52 | 石仏十王像 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 御馬寄 |

# 参考資料

| 図面対象番号 | 名称 | | 備考 | | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 53 | 御馬寄古城跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 御馬寄 |
| 54 | 勝手神社 | 山の神祠 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 御馬寄 |
| | | ケヤキの木 | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | |
| 55 | 関所破りの桜 | | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 甲 |
| 56 | 中山道一里塚跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 甲 |
| 57 | 土合一号古墳 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 甲 |
| 58 | 火の雨塚古墳 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 桑山 |
| 59 | 八幡宿本陣跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 八幡 |
| 60 | 野馬除け柵跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 御牧原 |
| 61 | 虚空蔵のろし場跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 矢島 |
| 62 | 矢島道祖神 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 矢島 |
| 63 | 矢島の五輪塔 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 矢島 |
| 64 | 兜山古墳 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 八幡・蓬田 |
| 65 | 入新町百番観音石仏群 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 春日 |
| 66 | 城光院の石造（庚申塔・十王像・宝篋院塔） | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 望月 |
| 67 | 福王寺 | 石造庚申塔 | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 協和 |
| | | ヒイラギ | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | |
| 68 | 月輪寺跡の石造笠塔婆 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 印内 |
| 69 | 天神の元禄の双対道祖神 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 協和 |
| 70 | 入布施の石造片手合掌双対道祖神 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 布施 |
| 71 | 牧布施の石造庚申塔 | | （市指定）有形文化財 | 石造物 | 布施 |
| 72 | 下吹上遺跡 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 協和 |
| 73 | 中山道 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 布施・望月・茂田井 |
| 74 | 王塚古墳 | | （市指定）史跡 | 史跡 | 協和 |
| 75 | 山の神のコナラ群 | | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 春日 |
| 76 | 小野山家のエドヒガン | | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 春日 |
| 77 | 蓮華寺のスギ | | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 春日 |
| 78 | 大井家のエドヒガン | | （市指定）天然記念物 | 天然記念物 | 協和 |
| 79 | 昭和百番観音石仏象 | | | 石造物 | 印内 |
| 80 | 明泉寺石仏群 | | | 石造物 | 香坂 |

| 図面対象番号 | 名　　称 | 備　　考 | | 所　在　地 |
|---|---|---|---|---|
| 81 | 大閼伽流山石仏群（だいあかるさん） | | 石造物 | 志賀 |
| 82 | 鼻顔稲荷神社（はなづら） | | 建造物 | 岩村田 |
| 83 | ぴんころ地蔵 | | 石造物 | 原 |
| 84 | 大伴神社 | | 建造物 | 望月 |
| 85 | 豊川稲荷神社 | | 建造物 | 望月 |
| 86 | 大沢酒造㈱ | | 建造物 | 茂田井 |
| 87 | 五本木のしだれ桜 | | 樹木 | 根岸 |
| 88 | 長野牧場の桜並木・白樺並木 | | 眺望 | 新子田 |
| 89 | 内山峡 | | 眺望 | 内山 |
| 90 | ハイウェイオアシス・パラダからの眺望 | | 眺望 | 上平尾 |
| 91 | 長野牧場から眺める浅間山 | | 眺望 | 新子田 |
| 92 | 五郎兵衛新田から眺める浅間山 | | 眺望 | 甲 |
| 93 | 春日渓谷 | | 眺望 | 春日 |

## 2．佐久市景観計画策定体制

佐久市景観形成懇話会委員名簿（五十音順）　　（平成20年6月25日～平成21年3月31日）

| 氏　名 | 役　職　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 上　原　　修 | 佐久広告塗装事業協同組合　常任相談役 | |
| 臼　田　行　孝 | 佐久市工場協会　理事 | |
| 荻　原　新　七 | 佐久市観光協会　会長 | 副会長 |
| 小　林　　誠 | 佐久市農業委員会　農地部会長 | |
| 櫻　井　　榮 | 佐久市区長会　副会長（浅科地区会長） | |
| 佐　藤　辰　男 | 佐久市区長会　副会長（望月地区会長） | |
| 篠　崎　房　男 | 佐久市区長会　副会長（浅間地区会長） | |
| 清　水　岩　夫 | 佐久市文化財保護審議会　会長代理 | |
| 高　畑　清　司 | 佐久商工会議所　地域振興委員長 | |
| 土　屋　しのぶ | 佐久市男女共生ネットワーク　会長 | |
| 新　津　昌　男 | 佐久市区長会　会長（臼田地区会長） | 会長 |
| 山　浦　伸　一 | 長野県建築士会佐久支部　教育事業委員長 | |
| 高　橋　芳　正 | 佐久地方事務所　建築課長 | |
| 山　口　一　憲 | 佐久建設事務所　整備課長 | |

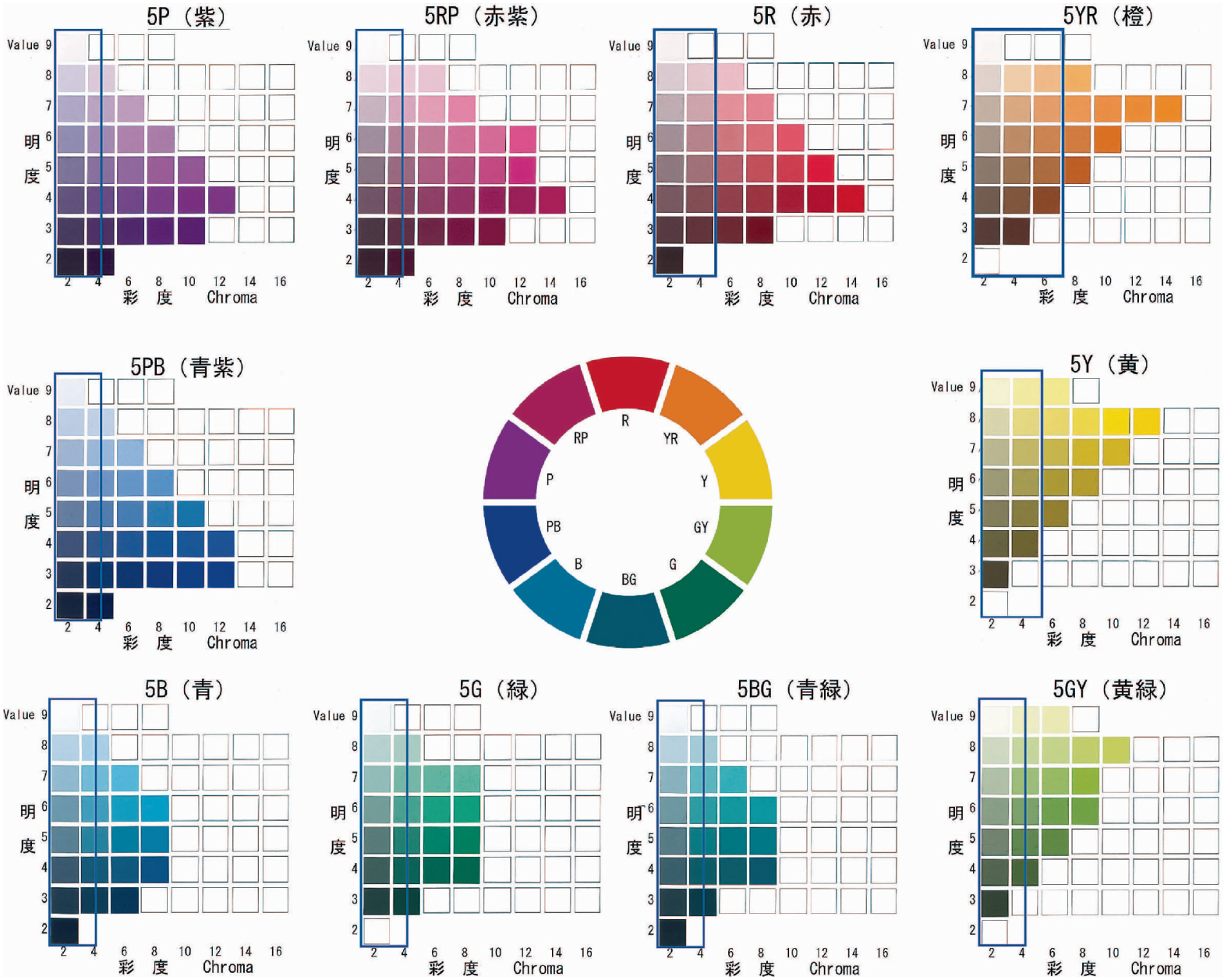
佐久市景観審議会委員名簿（五十音順）　（平成21年10月1日現在）

| 氏　名 | 役　職　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 赤　尾　靖　雄 | 長野県建築士会佐久支部　顧問 | 会長 |
| 上　原　　修 | 佐久広告塗装事業協同組合　常任相談役 | 会長代理 |
| 臼　田　行　孝 | 佐久市工場協会　理事 | |
| 恵　崎　良太郎 | 長野県学習旅行誘致推進協議会　専務理事 | |
| 菊　池　広　美 | 長野県建築士会佐久支部　社会貢献委員 | |
| 神　津　　明 | 株式会社神津　代表取締役社長 | |
| 清　水　岩　夫 | 佐久市文化財保護審議会　会長 | |
| 須　江　教　順 | 佐久市区長会　副会長（東地区会長） | |
| 高　畑　清　司 | 佐久商工会議所　地域振興委員長 | |
| 土　屋　しのぶ | 佐久市男女共生ネットワーク　会長 | |
| 細　萱　惇　子 | 国際ソロプチミスト佐久　会長 | |
| 矢　島　嵩　擴 | 白樺リゾート池の平ホテル　常務取締役 | |
| 柳　澤　良　治 | 佐久市農業委員会　会長 | |
| 小　林　健　吾 | 佐久地方事務所　建築課長 | |
| 城　下　賢　美 | 佐久建設事務所　佐久北部事務所長兼維持管理課長 | |

## ３．佐久市景観計画策定経緯

| 年月日 | 佐久市景観計画策定に至る経過 |
|---|---|
| H20．5.29 | 第１回佐久市景観形成懇話会設置要綱に基づく庁内検討会議（幹事・書記） |
| 6.25 | 第１回佐久市景観形成懇話会 |
| 8．1 | 広報佐久による佐久市景観計画策定の周知 |
| 10．8 | 第２回佐久市景観計画策定庁内検討会議 |
| 11．5 | 第３回佐久市景観計画策定庁内検討会議 |
| 11.11 | 第２回佐久市景観形成懇話会 |
| H21．1.15 | 佐久市企画調整委員会 |
| 1.27 | 佐久市都市計画審議会 |
| 2.25 | 景観行政団体移行知事協議書提出 |
| 3.13 | 景観行政団体移行へ知事同意 |
| 3.16 | 佐久市が景観行政団体となる旨の告示（２０号） |
| 3.18 | 佐久市景観条例・佐久市景観規則・佐久市景観形成住民協定認定要綱　公布 |
| 4．1 | 佐久市景観条例・佐久市景観規則・佐久市景観形成住民協定認定要綱　一部施行 |
| 4.20 | 佐久市が景観行政団体となる |
| 6.24 | 第１回佐久市景観審議会<br>市長より佐久市景観計画（案）に対する諮問 |
| 6.24 ～8.22 | 佐久市景観計画策定に係る地域説明会　市内２１箇所合計２２回 |
| 7．1 | 広報佐久による佐久市景観計画策定の周知 |
| 7．1 ～7.21 | 佐久市市民意見公募手続実施要綱に基づくパブリックコメント募集 |
| 7．1・ 7．3 | ㈳長野県建築士会佐久支部・㈳長野県建築士事務所協会佐久支部・㈳長野県宅地建物取引業協会佐久支部への説明会 |
| 8．6 | 市長から佐久市都市計画審議会へ佐久市景観計画（案）について諮問 |
| 8．7 | ㈳長野県建築士会佐久支部主催の佐久市景観計画講習会への講師派遣 |
| 8.24 | 第２回佐久市景観審議会 |
| 8.26 | 佐久市ホームページへパブリックコメント結果の公表 |
| 8.31 | 佐久市都市計画審議会 |
| 9．2 | 佐久市都市計画審議会から市長へ佐久市景観計画（案）について答申 |
| 9．3 | 佐久市景観審議会から市長へ佐久市景観計画（案）について答申 |
| 9．4 | 佐久市景観計画の市長決裁 |
| 9．4 ～9.18 | 佐久市景観計画の縦覧 |
| 10．1 | 佐久市景観条例・佐久市景観規則・佐久市景観形成住民協定認定要綱　全面施行<br>佐久市景観計画施行 |




5P（紫）
5RP（赤紫）
5R（赤）
5YR（橙）
5PB（青紫）
5Y（黄）
5B（青）
5G（緑）
5BG（青緑）
5GY（黄緑）
Value 9
8
7
明度 6
5
4
3
2
2 4 6 8 10 12 14 16
彩度 Chroma
R
YR
Y
GY
G
BG
B
PB
P
RP

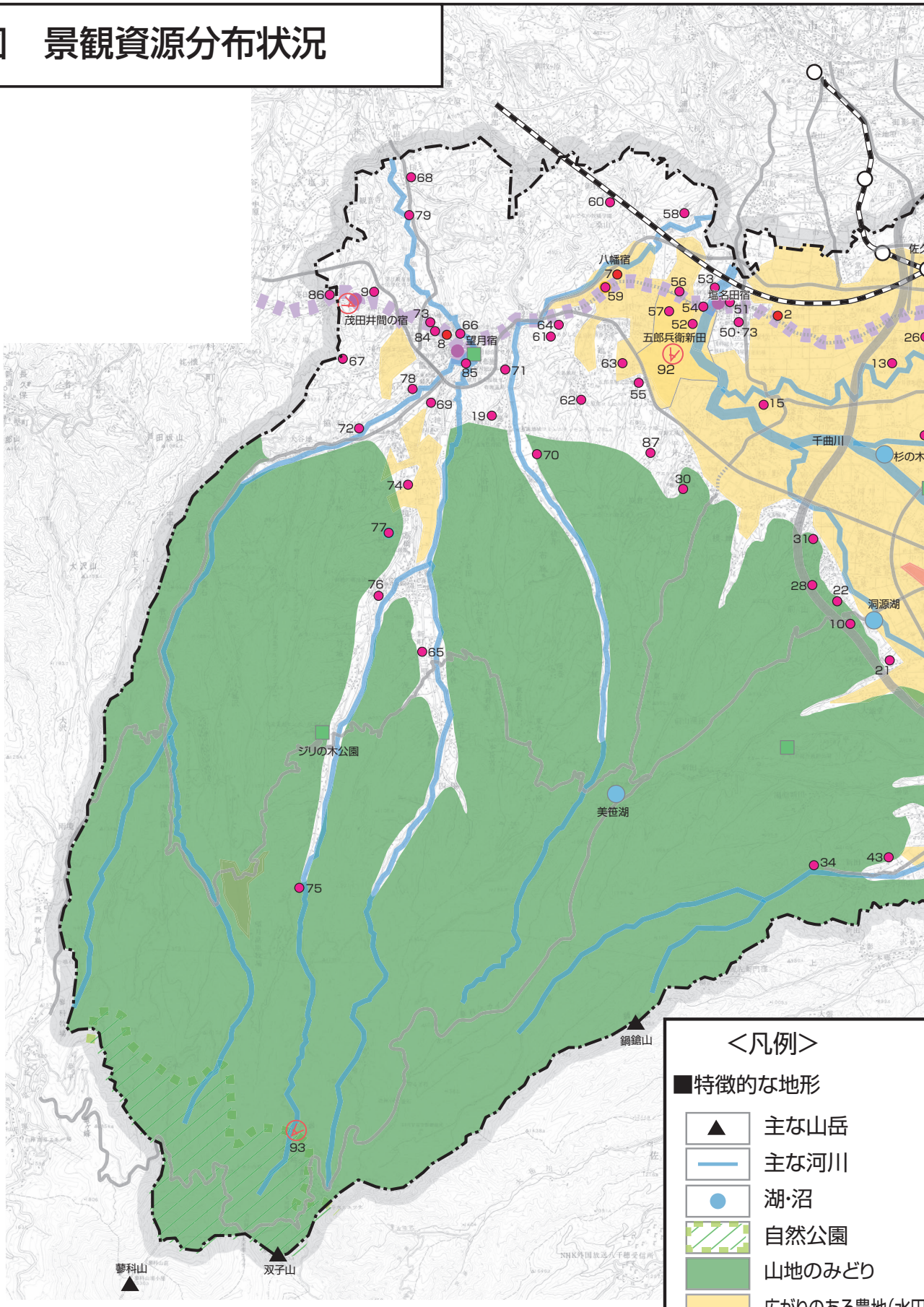
# 佐久市景観計画

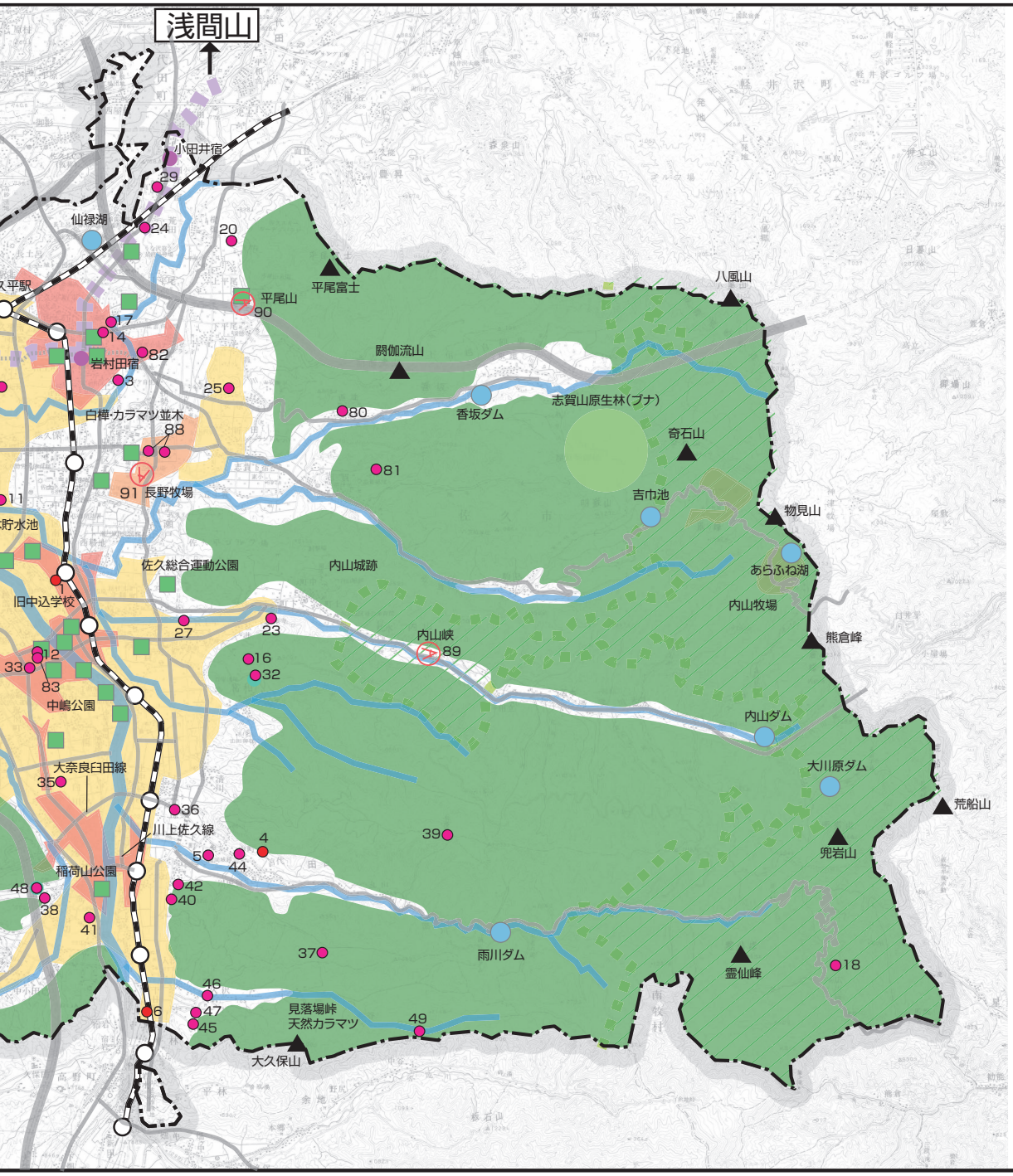
平成21年（2009）12月発行

発行佐久市
編集　佐久市建設部建築住宅課

〒385-8501
長野県佐久市中込3056
電話　（0267）62－2111（代表）
FAX　（0267）62－7862
URLhttp://www.city.saku.nagano.jp

# 図　景観資源分布状況


八幡宿
塩名田宿
茂田井間の宿
望月宿
五郎兵衛新田
千曲川
洞源湖
美笹湖
ジリの木公園
鍋鎗山
蓼科山
双子山
<凡例>
■特徴的な地形
主な山岳
主な河川
湖･沼
自然公園
山地のみどり
広がりのある農地(水田
N
0 500 1000 2000 3000 4000m
資料:「平成17年度都市計画基礎




■施設景観資源

- 主な道路
- 鉄道
- 主な公園
- 牧場

■まち・集落景観資源

- 中心市街地（DID地区）
- 中山道宿場町

■景観資源分布

- 景観資源
- 景観眺望

）

「調査」、「佐久市都市計画マスタープラン」